

平成29年度

国際科学技術共同研究推進事業

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

Science and Technology Research Partnership
for Sustainable Development (SATREPS)
International Collaborative Research Program

研究課題募集の案内

[公募要領]

国立研究開発法人科学技術振興機構（J S T）

国際科学技術部

平成28年9月

目 次

I. 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムとは	4
1. プログラムの趣旨	4
2. プログラムの概要	4
II. 応募・選考要領	11
1. 応募・選考の概要	11
2. 募集・選考スケジュール	12
3. 対象となる国（共同研究相手国）	12
4. 応募方法	13
5. 研究課題を募集する分野と研究領域	14
6. 選考の観点及び留意事項	19
7. 選考方法等について	21
8. 研究代表者（応募者）及び研究参加者の要件	22
9. 採択（条件付含む）された後の研究代表者等の責務等	23
10. 採択（条件付含む）された後の研究機関の責務等	25
11. 研究期間	26
12. 研究費（JST 委託研究費及び ODA 事業経費）	27
13. JST と JICA の経費の執行区分	28
III. JST による本プログラム推進の仕組み	31
1. 運営統括（PD：プログラムディレクター）	31
2. 研究主幹（RS：リサーチスーパーバイザー）	31
3. 研究計画	31
4. 課題評価（研究開始後）	32
5. 研究契約と知的財産権の帰属	33
IV. ODA による技術協力の概要	34
1. 政府開発援助（ODA）とは	34
2. 技術協力とは	34
3. 技術協力プロジェクト実施の流れ	35
4. 技術協力プロジェクト実施体制	38
5. プロジェクト採択後の JICA と研究代表者所属機関の契約	38
6. 業務調整員について	41
7. プロジェクトのモニタリングについて	42
8. ODA に関する問合せ先	42
V. 応募に際しての注意事項	45
1. 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	49
2. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	49

3. e-Rad からの内閣府への情報提供等.....	49
4. 不合理な重複・過度の集中に対する措置.....	49
5. 研究費の不正使用および不正受給への対応.....	52
6. 研究活動の不正行為に対する措置.....	54
7. 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務.....	56
8. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について.....	57
9. 関係法令など研究を進める上での注意事項.....	60
10. 間接経費に係る領収書の保管について.....	63
11. 繰越しについて.....	63
12. 府省共通経費取扱区分表について.....	63
13. 費目間流用について.....	63
14. 年度末までの研究期間の確保について.....	63
15. 「国民との科学・技術対話」について.....	64
16. 研究設備・機器の共用促進に係る事項.....	64
17. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力.....	65
18. オープンアクセスについて.....	65
19. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果（研究開発ツール）について... ..	65
20. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について.....	66
21. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について.....	66
22. researchmap への登録について.....	67
23. JST のダイバーシティ推進の取り組みについて.....	68
Q&A	70
1. プログラムの目的・趣旨に関する Q&A	70
2. 主に JST が担当する業務に対する Q&A（主に日本国内における選考～研究実施に関する Q&A）	71
3. JICA (ODA) に関する Q&A（主に相手国内における研究実施に関する Q&A）	75
別添 1 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国.....	78
別添 2 研究提案書類様式の記入要領.....	79
別添 3 e-Rad による応募方法	105

平成 29 年度 研究提案に当たっての注意点

この公募は、平成 29 年度予算が成立した後に執行する課題を公募・選考するものですが、本プログラムは政府開発援助（ODA）事業との連携であり、相手国機関との調整に時間を要することがあることから、できるだけ早く研究を開始するために、予算成立前に行うこととしているものです。したがって、予算成立の内容及び予算成立額に応じて、研究領域の内容、委託研究費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますをあらかじめご了承ください。

予算関連事項の情報については変更があり次第、下記ウェブサイトに掲載しますので、適宜、ご参照ください。公募受付締切後は、必要に応じて電子メールにてご連絡いたします。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

1. 応募方法について

平成 29 年度の研究提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。

e-Rad の利用に当たっては、研究機関に所属する研究者については、e-Rad における研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録、研究機関に所属していない研究者については、e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。

詳細は、本公募要領の 105 ページを、登録方法については下記 e-Rad ポータルサイトをご参照ください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

受付締切：

平成 28 年 10 月 31 日（月）正午（日本時間）

2. ODA による技術協力プロジェクト事業であることについて

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムは、ODA との連携事業であり、技術協力プロジェクトとしての役割も求められています。ODA 経費部分については、委託研究費でなく、技術協力プロジェクトの枠組みに基づき執行されます。JST への研究提案に当たっては、34 ページ以降を精読の上、研究代表機関として JICA との取極めに基づいて事業を実施可能であるかを確認し、また、相手国側研究者と共同研究内容を十分に調整してください。なお、相手国研究機関から相手国の ODA 担当省庁を通じて技術協力要請が日本大使館を経由して外務本省に提出されることが必要です。技術協力要請の提出の締切についても平成 28 年 10 月 31 日正午（日本時間）としています。

相手国政府部内での締切は上記 10 月 31 日より前に設定されることが通常であるため、相手国研究機関との調整に当たってはご留意ください。なお、相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。

I. 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムとは

1. プログラムの趣旨

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development) は、開発途上国のニーズを基に、地球規模課題¹を対象とし、社会実装²の構想を有する国際共同研究を政府開発援助 (ODA) と連携して推進します。本プログラムでは地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術を獲得することやこれらを通じたイノベーションの創出を目的としています。また、その国際共同研究を通じて開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築を図ります。

SATREPS は、日本政府が推進する科学技術外交における重要なプログラムであり、単なる基礎研究や応用研究に関する支援ではなく、相手国の課題・ニーズに応える科学技術の社会実装を進め、相手国の科学技術イノベーションに貢献することにより、日本と相手国の外交関係強化に寄与し、また日本の国益にも資することを目標としているプログラムです。

2. プログラムの概要

(1) 本プログラムの背景

科学技術の振興及び人材育成・開発を相互に促進する手段として、開発途上国のニーズに基づいた共同研究の実施と大学・研究機関等の能力向上の必要性が認識され、国の重要政策の一環として位置づけられてきました。「科学技術外交の強化に向けて」(平成 20 年 5 月 19 日)

そのような背景のもと、文部科学省と外務省は科学技術と ODA の密な連携の下、我が国と開発途上国の研究機関が地球規模の課題の解決に資する国際共同研究を実施する本プログラムを平成 20 年度より実施しています。

(2) 本プログラムの政策的位置づけ

第 5 期科学技術基本計画 (平成 28 年 1 月閣議決定) では、我が国の科学技術のポテンシャルを気候変動、生物多様性の減少、食料・水資源問題、感染症などの地球規模課題への対応や、途上国の生活の質の向上等に積極的に生かし、世界の持続的発展に主体的に貢献することが謳われています。

このため具体的には、我が国は、大学や公的研究機関、産業界、さらには諸外国や国際機関と連携・協力し、地球規模課題解決のための研究開発を推進すると共に、得

¹地球規模課題：一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている課題。

²社会実装：具体的な研究成果の社会還元。研究の結果得られた新たな知見や技術が、将来製品化され市場に普及する、あるいは行政サービスに反映されることにより社会や経済に便益をもたらすこと。

られた成果の国内外への普及と展開を促進し、国際社会の合意形成を先導する必要があります。国連では平成 27 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」³を中核とする成果文書「Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development」が採択されました。これを踏まえ、**本プログラムでも SDGs に積極的に対応して国際社会に貢献していく方針です。**

このほか、新興国及び途上国との科学技術協力においては、これまでの援助型の協力から脱却し、社会的に包摂的で持続的なイノベーション（インクルーシブ・イノベーション）の創出の枠組みを戦略的に確立し、各国との間でより対等なパートナーシップを形成することが重要です。加えて、国際的な人材のネットワークを強化していくことが重要であり、新興国及び途上国との科学技術協力において、相手国政府、大学、公的研究機関、資金配分機関、企業等との連携を進め、相手国における若手研究者や産業人材の育成を図ることでインクルーシブ・イノベーションを推進する仕組みの構築を行うことが必要です。

さらに、同基本計画には、科学技術イノベーションの基盤強化には、新たな知識や価値を生み出す高度人材やイノベーション創出を加速する多様な人材を育成・確保するとともに、一人ひとりが能力と意欲に応じて適材適所で最大限活躍できる環境を整備することが謳われています。国際共同研究を通じて、グローバル化に対応した我が国の人材育成にもつながることが期待されています。

また、同基本計画の推進に当たって重要な事項として、産学官の連携が挙げられます。同基本計画には、科学技術イノベーションを効果的に進めて行くためには、大学、公的研究機関、企業といった科学技術イノベーション活動の多様な実行主体の機能強化に向けた取組の充実と、産学官のパートナーシップの拡大が鍵となることが記されています。

平成 29 年度の公募においては、これらの方針を踏まえつつ、本プログラムの趣旨に合致する提案がなされることを期待します。

(3) 本プログラムの仕組み

本プログラムでは、図 1 にあるように国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) と独立行政法人国際協力機構 (JICA) が連携して地球規模課題を対象とする開発途上国との国際共同研究を推進することにより、地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術を相手国研究機関と共同で獲得することを目指します。具体的には、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費については JST が委託研究費として支援し、JICA は、技術協力プロジェクトの実施に必要な経費（日本側研究員の派遣、相

³ SDGs : Sustainable Development Goals
http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

手国側研究員受入れ、供与機材等）を負担します。このように本プログラムでは、国内研究機関への研究助成のノウハウを有する JST と、開発途上国への技術協力を実施する JICA が、国際共同研究全体の研究開発マネジメントを協力して行います。この国際共同研究の推進により日本側の研究機関は開発途上国にあるフィールドや対象物を活用した研究を効果的に行うことができ、開発途上国側の研究機関（公共性のある活動を行っている大学・研究機関等。ただし軍事関係を除く。）は研究拠点の機材整備や共同研究を通じた人材育成等により、自立的・持続的活動の体制構築が可能となることが期待されます。

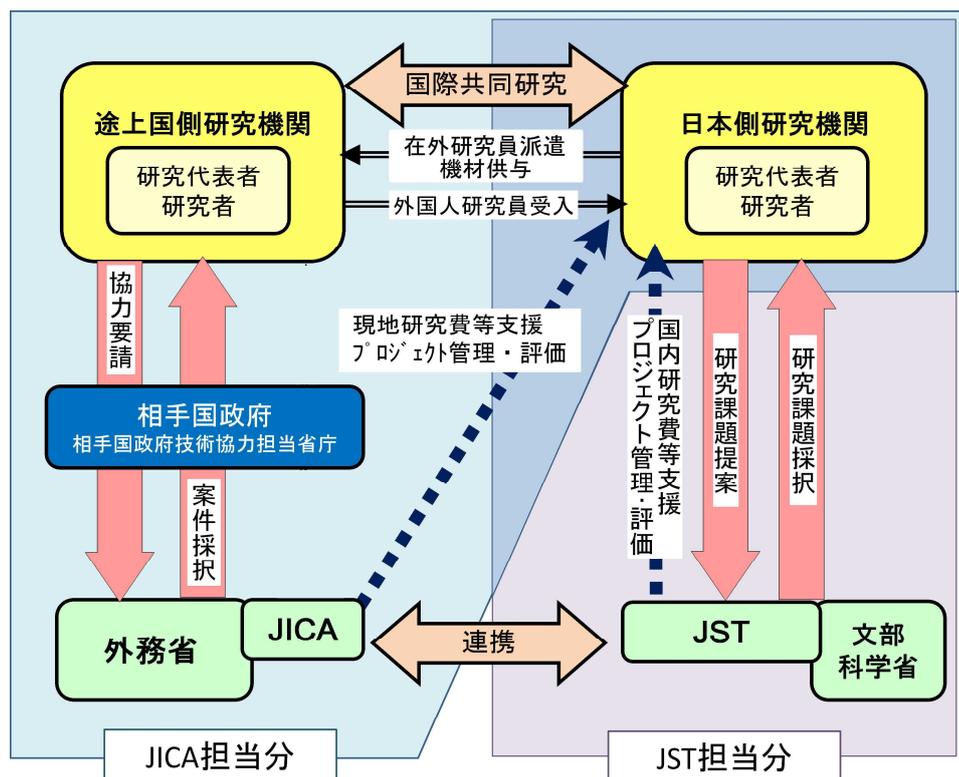


図1 SATREPSの実施体制

(4) 本プログラムの主な流れ

(a) 研究領域設定、提案・要請募集について

地球規模課題の解決のために特に重要なものとして推進すべき研究分野を国（文部科学省・外務省）が設定し、そのもとに、プログラム全体の運営のとりまとめを行う運営統括（PD：プログラムディレクター）を配置し、研究分野をさらに具体化した研究領域及び各研究領域における研究推進のとりまとめを行う研究主幹（RS：リサーチスーパーバイザー）を JST が定めます。

参照	Ⅲ. (31 ページ)
----	-------------

JST では国内の大学、研究機関等に所属する研究者を対象に、研究領域ごとに研究提案の募集を実施し、研究主幹及び外部の有識者で構成される審査委員会にて研究課題を選定します。

JST での公募選考と並行して、開発途上国から国際共同研究を行う技術協力プロジェクト

クトの要請を受付け、本邦にて JICA とともに内容を検討します。したがって日本側の研究代表者は JST への研究課題の応募に当たって、相手国側研究者と共同研究内容を十分に調整していただくとともに、技術協力プロジェクトの正式要請が相手国研究機関から相手国の ODA 担当省庁を通じて所定の期限までに相手国を管轄する日本大使館を経由して日本の外務本省に提出されることが要件となります。

(b) JST における研究課題の決定と、外務省/JICA における技術協力プロジェクトの決定について

JST による研究課題の選考と外務省/JICA による技術協力プロジェクトの採否検討のプロセスを連携して実施することにより、研究課題と技術協力プロジェクト要請のいずれもが採択に値すると判断された場合に、当該研究課題と技術協力プロジェクト要請が実施課題（プロジェクト）として条件付きで採択（条件付採択）されます。その決定を受けて外務省は相手国へその旨を通報します（図 2 参照）。

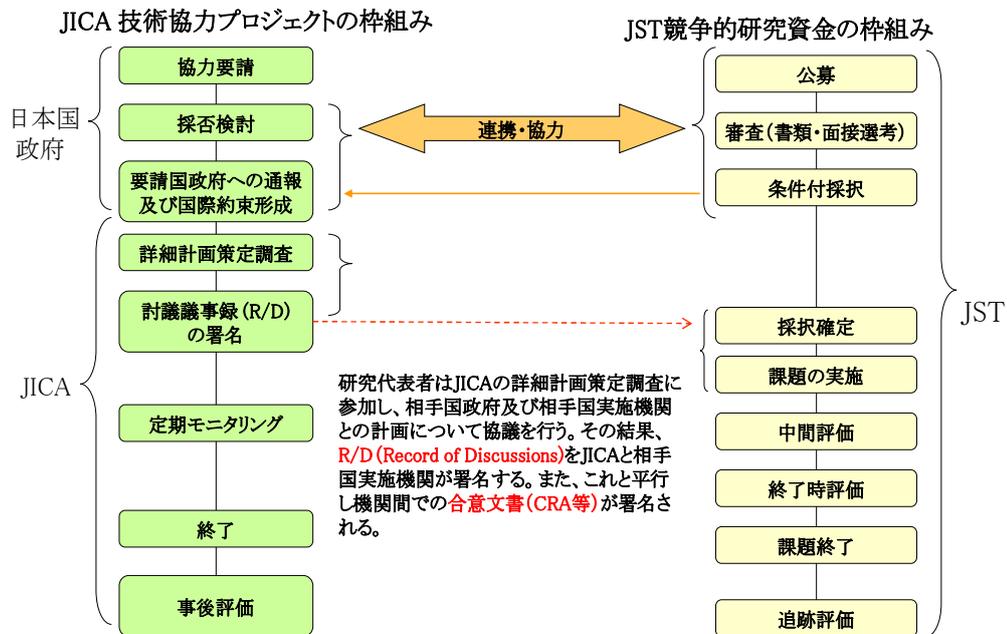


図 2 SATREPS における公募・選考から実施、評価、終了までの流れ

(c) 国際共同研究実施に向けての準備

国際共同研究を実施する前提として、相手国研究機関等と JICA との間で技術協力プロジェクトの実施内容の合意のため、討議議事録（R/D：Record of Discussions）、また研究機関（当事者）間で共同研究に関わる合意文書（CRA：Collaborative Research Agreement）等が R/D 及び JST の委託研究契約書と整合する内容で署名されることが必要となるため、条件付採択を受けた研究代表者及び研究参加者にはこれらの文書の速やかな取り交わしに向け協力いただきます。

条件付採択通知後、まず JST は日本側研究代表者の所属機関と暫定委託研究契約を締

結します。それにより R/D の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D の署名前であっても、共同研究の準備のために必要となる日本国内側の研究費に限って、JST の支援による委託研究費を執行していただくことが可能となります。

また JICA は、要請背景や要請内容の確認及び共同研究内容の協議を目的として、日本側研究代表者を含む調査団を相手国へ派遣（詳細計画策定調査）します。この調査において、調査団は合意事項を協議議事録（M/M：Minutes of Meeting）に取り纏め相手国との間で署名します。その後、JICA はこの M/M の内容を踏まえて R/D を作成し、JICA 在外事務所長と相手国側代表者が当該 R/D に署名することで、技術協力プロジェクトが実施に移されることとなります。

ただし、この R/D の署名に時間を要し、この署名そのものが採択年度末（平成 29 年度末）までになされず、また近日中に署名がなされる見通しも無い場合のほか、治安の悪化その他の事由⁴が生じた場合等には、研究課題の条件付採択決定後であっても、プロジェクト開始に向けての準備作業が中断されることや、研究そのものが実施できなくなることもあり得ます。最終的に R/D の署名が不可能となる場合は、採択された研究課題そのものの実施ができないこととなり、JST からの委託研究費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ御承知おきください。

(d) 国際共同研究の実施

正式に国際共同研究として本プログラムの研究課題を実施するに当たっては、研究代表者及び研究参加者には、JST との契約（委託研究契約）及び JICA との契約（取極め及び事業契約書⁵）に基づき活動いただくこととなります。研究代表者には、研究課題・プロジェクト運営管理の全般にかかる総括としての業務遂行に責任を負っていただきます。国際共同研究を円滑に進めるために、研究代表者が共同研究期間中に必ずしも相手国に常駐する形で派遣される必要はありませんが、日本側の研究メンバーの少なくとも一人が専門家（本プログラムでは「在外研究員」）としてできるだけ常駐に近い形で相手国へ派遣されることが期待されます^{6 7}。

⁴天災、相手国政府による決定その他の不可抗力、研究費の不正な使用、研究活動の不正行為等を想定しています。

⁵取極めは、JICA と研究代表者所属機関の権利・義務を包括的に規定するものです。本課題を実施する際には、JICA と研究代表者所属機関との間で「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」を初回の採択プロジェクトの R/D 署名に合わせて締結します。さらに、JICA と研究代表者所属機関は、JICA が負担すべき経費の内容を明確にし、その概算額や経理手続きについて双方で確認するための文書として「事業契約書」を締結します（JICA では、研究代表機関とのみ契約関係が発生し、共同研究機関とは契約等を締結しません。）。

⁶在外研究員として派遣されるのは研究代表者に限られるわけではなく、共同研究に必要な日本側研究チーム内のメンバー等でもかまいません。ただし、学部や大学院等の学生は在外研究員としては派遣できません。

⁷JICA では通常の技術協力プロジェクトにおいて、専門家の支援や現地業務費の管理あるいは JICA 在外事務所による機材調達支援等のために、業務調整員を公募により採用して相手国側に常駐させており、本プログラムにおいても同様に業務調整員を配置することとしています。なお、この業務調整員は研究業務を兼任しません。

(e)人材の育成について

-国費外国人留学生制度等による人材育成の可能性

平成 22 年度より文部科学省の国費外国人留学生制度（大学推薦）において、本プログラムの採択課題を対象にした『SATREPS 枠』が設けられています。SATREPS 枠では、日本側研究機関において研究留学生として研究や学業に従事し博士号を取得することによって、将来的に相手国において当該研究の中心的な役割を担う若手研究者が育成されることを目指しています。国費留学生制度の応募は、文部科学省において実施され、本プログラムの予算とは別予算での支援となります。詳細については、国費留学生制度のウェブサイトをご参照ください。なお、予算成立の状況等により変更・調整が必要となる場合があることをあらかじめご了承ください。

文部科学省 国費外国人留学生制度

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

-外国人研究員の受入

ODA 予算においても相手国側の研究者を招へいする「研修員受入」制度（本プログラムでは「外国人研究員の受入」という）があります。国際共同研究を実施している相手国共同研究機関から研究員を日本に招へいし、日本国内で研究を行っていただきます。対象者は将来的に長期にわたり相手国研究機関において重要な役割を担うことが期待され、かつ共同研究推進の点からも不可欠と判断される人です。なお、外国人研究員の受入は、R/D に記載された協力期間内に終了することが条件となりますので留意ください。

※プログラムに関連する主な科学技術政策及び参照先は、以下のとおりです。

「科学技術外交の強化に向けて」（平成 20 年 5 月 19 日、総合科学技術会議）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu75/siryo5-2.pdf>

「科学技術外交戦略タスクフォース 報告書」（平成 22 年 2 月、総合科学技術会議）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siryol-1.pdf>

「第 5 期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日、閣議決定）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

「平成 27 年度科学技術に関する予算等の資源配分の方針」（平成 26 年 7 月 17 日、総合科学技術・イノベーション会議）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/houshin.html>

「科学技術イノベーション総合戦略 2016」（平成 28 年 5 月 24 日、閣議決定）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2016/honbun2016.pdf>

「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット）

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

「海洋基本計画」（平成 25 年 4 月、閣議決定）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/130426kihonkeikaku.pdf>

「宇宙基本計画」（平成 25 年 1 月 25 日、宇宙開発戦略本部）

<http://www8.cao.go.jp/space/plan/plan.pdf>

II. 応募・選考要領

1. 応募・選考の概要

(1) 分野・領域

今回の公募において研究課題提案を募集する分野・研究領域は、次のとおり 3 分野 4 研究領域です。

分野 (研究領域数)	相手国からの協力要請	研究期間	JST/JICA 経費
環境・エネルギー分野 (2 研究領域)	必須	(暫定期間*後) 3～5 年	年間 1 課題あたり 1 億円程度 【間接経費を含む】
生物資源分野 (1 研究領域)			【内訳】 JST : 委託研究経費 3,600 万円程度/年 (5 年間で 1.8 億円以内)
防災分野 (1 研究領域)			JICA : ODA 技術協力経費 6,000 万円程度/年 (5 年間で 3 億円以内)

※ 暫定期間とは、R/D 及び CRA が締結されて正式に共同研究を開始するまでの期間のことです。

参照	5. (14 ページ)、11. (26 ページ)、12. (27 ページ)
----	---------------------------------------

なお、平成 27 年度公募まで JST で募集していた感染症分野については、平成 28 年度より国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) により公募を行っています。感染症分野については、AMED 作成の公募要領を参照ください。

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/koubo/030120160616_kouboyoryo.pdf

予算概算要求段階の委託研究費であり、厳しい財政状況の中、委託研究費の額は変更されることがあります。

(2) 応募者の要件

国内の研究機関に所属して、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できること。

参照	8. (22 ページ)
----	-------------

(3) 受付締切

平成 28 年 10 月 31 日 (月) 正午 (日本時間) 【厳守】 ※ODA 要請書の外務本省到着締切も同じです。

参照	2. (12 ページ)
----	-------------

2. 募集・選考スケジュール

募集・選考スケジュールは以下のとおりです。

募集開始日、受付締切日は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となることもあります。詳細な日程はプログラムのウェブサイトに掲載しますので、適宜ご参照ください。

SATREPS 公募に関するウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

募集開始	平成 28 年 9 月 13 日 (火)
受付締切(ODA 要請書の外務本省 到着締切も同じ) ⁸	平成 28 年 10 月 31 日 (月) 正午 (日本時間) 【厳守】
書類選考期間	平成 28 年 11 月中旬～平成 28 年 12 月中旬
書類選考結果の通知	平成 29 年 2 月中
面接選考期間	平成 29 年 2 月下旬～3 月下旬
決定・通知	条件付採択決定・通知 ⁹
	平成 29 年 5 月中旬 (予算成立) 以降
国際共同研究開始	平成 29 年 5 月以降で R/D 署名後

3. 対象となる国 (共同研究相手国)

本プログラムの対象となっている諸国は別添 1 をご参照ください。

参照	別添 1 (78 ページ)
----	---------------

⁸締切までに相手国政府から外務本省へ ODA 要請書が到着していることが、選考の要件となります。詳細は、35 ページをご確認ください。

⁹条件付採択決定とはほぼ同時期に、相手国政府への JICA 技術協力プロジェクトとしての採択通知が外務省より発出されます。その後、JICA と相手国研究機関等との間で R/D の署名が成立した研究課題から正式に採択決定となり、国際共同研究が開始されます。なお、JST 及び JICA による条件付採択結果の公表については、原則として研究代表者への条件付採択通知以降、然るべき時期に行います。

4. 応募方法

平成 29 年度の研究提案書類の様式は以下表 1 のとおりです。この一覧の様式を以下の SATREPS ウェブサイトよりダウンロードし各自記載の上、(必要に応じ PDF 等のフォーマットを用い) 1つの電子ファイルにまとめて e-Rad によりご提出ください。様式 2 内の成果目標シートについての作成要領もご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

様式 1	提案書
様式 2	研究課題構想
様式 3	日本側研究実施体制
様式 4	相手国研究機関実施体制
様式 5	研究費計画
様式 6	他制度での助成等の有無
様式 7	研究代表者及び研究代表機関事務担当者連絡先
様式 8	機関長からの承諾書
様式 9	企業等の構想
様式 10	提案に当たっての調整状況の確認

表 1 研究提案書類の様式一覧

参照	別添 2(79 ページ)
----	--------------

5. 研究課題を募集する分野と研究領域

提案者は研究提案募集に対して、SATREPS 全分野（AMED に移管した感染症分野を含む）において、研究代表者として研究課題の提案を1件のみ行うことができます。

<研究課題を募集する分野と研究領域一覧>

分野	研究領域
環境・エネルギー分野	①「地球規模の環境課題の解決に資する研究」
	②「低炭素社会の実現に向けた高度エネルギーシステムに関する研究」
生物資源分野	③「生物資源の持続可能な生産・利用に資する研究」
防災分野	④「開発途上国のニーズを踏まえた防災に関する研究」

- ◆ 以下 (1) ~ (3) の各分野の内容をよくお読みになり、本プログラム及び研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。

なお、複数の研究領域にまたがる提案については、最も関係の深い研究領域の一つを選び、関係する領域を様式 1 にチェックしてください。ただし、応募内容を見て、別の領域で選考をする場合もありますので、ご承知ください。

- ◆ 地球規模課題の解決及び科学技術の向上に資するとともに、開発途上国において、課題解決のための研究開発の実施及び研究者の能力向上に対するニーズが高く、かつ、共同研究の成果を当該開発途上国をはじめ、広く社会に還元する構想を有する研究課題を募集対象とします。日本からの単なる技術の移転・知識の提供等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる調査等、また、成果が一国にしか還元できない研究等は、対象外とします。
- ◆ なお、全ての分野に共通することとして、本プログラムでは治験等及び医療行為を含む共同研究は対象とせず、また研究によっては倫理的配慮も求められますので留意ください。

参照	Q&A (76 ページ)
----	--------------

- ◆ 相手国内の活動地域における治安状況、情勢によっては、同国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性があるため、選考で考慮されることがあります。
- ◆ 平成 27 年度公募まで JST で募集していた感染症分野については、平成 28 年度より国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）により公募を行っています。感染症分野については、AMED 作成の公募要領を参照ください。

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/koubo/030120160616_kouboyoryo.pdf

(1) 環境・エネルギー分野

研究領域 ① 「地球規模の環境課題の解決に資する研究」

気候変動、人口増、都市への人口集中、生産・消費活動の増大などにより地球規模で直面している環境・エネルギー問題を解決する技術の開発やその成果の普及は、当該国のみではなく世界全体にとって非常に重要です。

平成 27 年 2 月 10 日に閣議決定された「開発協力大綱」では、重点課題の一つに、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」が掲げられており、気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策、森林、農地及び海洋における資源の持続可能な利用、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、持続可能な形で資源・エネルギーへのアクセスの確保等に取り組む必要があるとしています。一方、平成 28 年 1 月 22 日に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」では、課題解決と経済成長とを同時に達成する経済・社会システムの構築に向けた取組を、人文社会科学と自然科学との知を総合的に活用して推進し、世界に発信していくことが重要であるとしています。

将来の気候変動に対応するためには、予測や緩和策だけでは不十分であり、適応策と組み合わせることによって、リスクを低減することが必要です。また、将来の人口増、都市への人口集中、生産・消費活動の増大による都市部における環境変動に対応するには、その地域における都市、社会インフラの計画・保全・構築のためのシステム研究ないし要素技術の開発も必要です。さらに、将来にわたって資源を持続的に生産、及び消費するシステムを研究することが必要です。

以上を踏まえて、平成 29 年度の募集対象となる主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これ以外であっても当該研究領域に関する国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献し、上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。

- ◆気候変動の予測、適応及びその緩和に関する研究
- ◆化学物質などによる汚染及びそのリスク低減に関する研究
- ◆安全な水の確保、処理に関する研究
- ◆循環型社会の構築に関する研究（有用資源の回収、再利用を含む）
- ◆生態系・生物多様性の保全・修復（バイオレメディエーションを含む）に関する研究
- ◆都市における環境保全（緑化を含む）・環境創造に関する研究
- ◆快適な都市の構築・運用に関する研究
- ◆大規模災害による環境の劣化・破壊の復元・修復に関する研究
- ◆資源の持続可能利用に関する研究

なお、以上に該当する研究課題であっても、低炭素社会の実現に向けたシステム、要素技術に関する研究課題（再生可能エネルギー、新エネルギー、省エネルギー等）は研究領域②に応募ください。

研究領域 ② 「低炭素社会の実現に向けた高度エネルギーシステムに関する研究」

気候変動の緩和は、重要な地球規模課題のひとつであり、また緊急の課題として国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つとして採択され、科学技術を活用して世界全体で低炭素社会を実現することが求められています。

平成 27 年 11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020 年以降の新たな国際枠組みであるパリ協定が採択され、世界の平均気温の上昇を 2℃以内に抑える目標と整合的なシナリオとするには、2050 年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を 240 億トン程度の水準にする必要があり、約 300 億トン超の温室効果ガスの追加的削減が必要となることが示され、低炭素社会を実現するイノベーションの創出が不可欠なものとなっています。我が国においても、平成 27 年 7 月に、国内の温室効果ガスの排出量を、排出削減と吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）の水準にすることを目標にした「日本の約束草案」を決定しました。

上記の目標を実現していくためには、先進国のみならず開発途上国と協働して地球規模の解決につながる、様々な施策を推進していくことが不可欠です。再生可能エネルギー、新エネルギーの利用促進や化石エネルギーのクリーンで高効率な利用及び省エネルギー化は、当該国と世界全体にとって非常に有益です。また、開発途上国における温室効果ガス削減への日本の貢献は、クリーン開発メカニズム（CDM）、二国間クレジット制度（JCM）などを通して日本の削減目標の達成に活用することが期待できます。

以上を踏まえて、平成 29 年度の募集対象とする主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これ以外であっても SDGs の達成に貢献し、上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。

- ◆再生可能エネルギー、新エネルギーの利用（太陽光・太陽熱、風力、海洋エネルギー、地熱、バイオマス等）に関する研究（バイオマスに関しては、原料確保の持続性、エネルギー収支、CO₂削減効果、食料との非競合性、経済性を含めた社会実装の実現可能性を説明できるもの）
- ◆エネルギーの高度有効利用に関する研究（高効率かつクリーンな革新的エネルギー利用技術、高効率機器の導入やエネルギーのリサイクルによる省エネルギー技術、CO₂の分離・貯蔵等に関する要素技術、低炭素化を実現するエネルギーシステム技術等）
- ◆化石燃料・鉱物などの天然資源の持続的な活用に関する研究（資源リサイクル、「都市鉱山」開発、資源回収システムなどで LCA-CO₂での貢献が期待できるもの）
- ◆低炭素・資源循環型の都市・地域づくり（スマートシティ、スマートコミュニティ、交通輸送網、次世代インフラ等）に関する研究

(2) 生物資源分野

研究領域 ③ 「生物資源の持続可能な生産・利用に資する研究」

古来より人類は多様な生物資源を利用し、食料や飼料・薬・繊維等の生活・健康の必需品やエネルギー源などを得てきました。近年、地球規模での人口増加や気候変動を受け、砂漠化や農地の乾燥化及び塩類集積、病虫害やウイルス病の蔓延、気温や降雨の不安定化等、生物資源の持続的な生産を脅かす事態が頻発し、これに対処する抜本的な基盤技術の開発が望まれています。

一方で、人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらす生物多様性の重要性が生物多様性条約締約国会議で提唱されています。地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続的に利用しつつ、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的に、国際条約としての生物多様性条約が定められ、各国で法的整備が進められています。

以上のような地球規模での変化を背景として、生物資源がもたらす恩恵を将来に亘って享受し続けるため、特に開発途上国における生物資源の生産・利用・管理に関わる研究開発の重要性が指摘され、かつ得られた研究成果の社会への迅速な還元がより一層強く求められています。また、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」にも生物資源に関連する目標が記されています。

以上を踏まえて、平成29年度の募集対象とする主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これ以外であっても上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。

- ◆生物資源の持続的生産及び利用に資する研究(植物・動物・海洋生物・微生物等の資源管理・育種・栽培/繁殖/培養技術、生産システム等)
- ◆生物資源の評価・有効利用に関する研究(生物資源を元にした有用物質の発見・生産など生物多様性の利活用などを含む〈ヒトへの創薬は含まない〉)
- ◆SDGs に対して生物資源領域の面から貢献する研究(食料安全保障及び栄養改善の実現、持続可能な農業の促進などを含む)

なお、以下の研究に重きを置く課題は、環境・エネルギー分野に応募してください。

- ◆生態系・生物多様性の保全・修復に資する研究(環境・エネルギー分野 研究領域①)
- ◆バイオマスのエネルギー利用(環境・エネルギー分野 研究領域②)
- ◆主として環境・エネルギーの課題解決を直接の目的とする研究(環境・エネルギー分野 研究領域①及び研究領域②)

(3) 防災分野

研究領域 ④ 「開発途上国のニーズを踏まえた防災に関する研究」

開発途上国の災害には過去に日本が経験してきたものと共通する面が多いことから、防災分野の先進国である日本として、これまで蓄積してきた知見を応用できる場面が多くあります。一方、日本国内においても、地震・津波の早期警報や気象の高精度な予測等をより一層推進することが望まれており、そのためには、国内での観測データやそれ

に基づく研究開発だけでなく、研究開発を全地球的な枠組みの中で、総合的・組織的に展開していくことが重要です。

平成27年3月の第3回国連防災世界会議において今後の防災に対する努力を強化するための指針として採択された「仙台防災枠組2015-2030」や、我が国の貢献策として発表された「仙台防災協力イニシアティブ」では、防災政策と科学研究との連携、技術移転を含む途上国支援等が謳われています。また、同年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」及び同年12月に第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で合意された「パリ協定」にも、防災面での国際的な目標や貢献について記されています。さらに平成28年1月には、我が国において第5期「科学技術基本計画」、5月に「科学技術イノベーション総合戦略2016」が閣議決定されました。それらでは、「自然災害に対する強靱な社会の実現」や「地球規模課題への対応と世界の発展への貢献」などを実現するために、科学技術イノベーションを総動員して課題の解決に取り組んでいくこととされています。

開発途上国において、安全安心な社会基盤の整備並びに災害に対して強い社会・都市の構築を目指すためには、その国のニーズをよく踏まえ、成果の社会への還元が期待される研究を開発途上国と共同で行うことが必要です。

当該研究領域においては、地震、津波、火山噴火、暴風、高潮、洪水、干ばつ、地すべり等の自然災害とともに、都市化に伴う様々な社会問題、例えば、人口が稠密な都市部における大規模な火災、水害、交通災害、社会インフラの損傷等の防災・減災（復旧・復興を含む）に関する研究を対象とします。災害の発生メカニズムの分析・解明、これまでの防災対策の再検証やリスクコミュニケーションの在り方の検証等も含め、災害事象の発生と予測、その対策までをも総合的に取り扱うことが重要です。

以上を踏まえて、平成29年度の募集対象とする主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これら以外であっても上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。

- ◆地震・津波・火山噴火・暴風・高潮・洪水・干ばつ・地すべり等の自然現象の災害メカニズムの解明及びこれらの災害に対する被害軽減方策に関する研究
- ◆都市化に伴い深刻化する大規模災害（火災、水害、ライフライン・交通網などの社会インフラの損傷等）に対する被害軽減方策に関する研究
- ◆自然災害、人的災害に強く、レジリエントな社会インフラを有する都市の構築及び維持管理に関する研究
- ◆災害情報を収集・整理し、効果的に提供・利用し、地域や都市の防災・減災に資する研究（災害監視衛星、GPS、ICT、GISなどの利用技術開発を含む）
- ◆SDGs に対して防災面から貢献する研究（安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住の実現、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策などを含む）

6. 選考の観点及び留意事項

(1) 選考の観点

- 【社会実装の道筋と実現可能性】社会実装の構想(内容、時期、手段と実現の目途)があること。研究協力期間中に必ずしも全てが達成されなければならないものではないが、研究計画において想定される研究成果を社会還元へ結び付けるための道筋(相手国側の活動の道筋や、他地域や市場への普及の道筋)と研究期間中に実現できる社会実装の内容がはっきりしていること。
- 【ODA 方針への合致、ODA 事業としての適性】相手国に、地球規模で取り組むべき課題に関する明確なニーズがあり、相手国に対する日本の ODA の方針に沿っているとともに、研究成果の社会実装を目指す ODA 事業として適切かつ実施可能であること。
- 【科学技術的価値】地球規模課題解決のための新たな技術の開発及び科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得につながる研究課題であること。
- 【日本のメリット】日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展、社会や産業界への貢献、日本の若手研究者の育成、日本の科学技術の相手国及び世界への効果かつプレゼンス向上が見込まれること。
- 【両国の実施体制】相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有しており、日本側及び相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っていること。日本側研究者は、研究期間中に必要な頻度及び期間で相手国において滞在、研究ができること。また、日本側の協力終了後も相手国側で供与機材を維持管理して研究を持続できる見込みがあること。
- 【研究計画の妥当性】相手国研究機関との共同研究を推進する上で、研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画(資金計画も含む)があること。また、プロジェクト期間内に実施可能な内容であること。
- 【研究代表者の資質】研究代表者が JICA の技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としても相手国側研究者とともに国際共同研究を推進する強い意志と熱意を持っており、かつ信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できること。

(2) 留意事項

- 外交政策及び科学技術政策の観点から、共同研究相手国の適切な地域バランス(採択案件が同一地域に過度に集中しないこと等)及び研究課題のバランス(特定の研究に過度に集中しないこと等)を考慮します。
- 課題(プロジェクト)の選考に当たっては、研究水準の高さとともに、研究計画が重点的であり、かつ具体性が高い課題であって、研究成果の社会還元の時期、方法を含めた道筋が明確である課題が高く評価されます。
- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究相手国とする提案を歓迎します。

- 近年、開発途上国において都市化に伴う様々な問題が顕在化・深刻化していることを踏まえ、関係分野・領域において都市化の問題への対応を視野に入れた提案も歓迎します。
- 研究期間終了後の成果の担い手が、研究開発の初期の段階から参画する事により、成果の社会実装への道筋がより確かなものとなります。この観点から、成果の担い手となる企業等と連携（産学官連携¹⁰）をした提案を歓迎します。産学官連携による研究提案を行う場合については、研究代表機関が様式2の2.、参加企業が様式9へ、それぞれ連携構想を具体的にご記入ください（研究代表機関が民間企業の場合は、様式9も作成・提出してください）。様式9を提出した企業からは、社会実装に向けた当該企業の取り組みについての報告書を研究期間終了時に提出いただきます。
- 地球規模課題対応というプログラムの性質に鑑み、複数国を相手国とする共同研究の提案も歓迎します。複数国と国際共同研究を実施する研究提案において、受付締切までに全ての相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。また、研究開始に当たっては、全ての関係国との間でR/Dへの署名を得る必要があります。
- アフリカ地域や後発開発途上国を対象とした研究課題提案を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、それらの観点を含む取組を期待します。
- 若手研究人材育成の重要性に鑑み、「研究代表者が45歳未満の若手研究者」又は「(研究実施期間中に研究に従事する予定の)日本側研究チーム(様式3記載分)の半数以上が35歳以下の若手研究者」を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励します。
- 相手国の政策やニーズを踏まえ、相手国の行政機関等も含めた組織的な取組が期待されます。
- プロジェクト実施期間中に相手国研究機関が民間セクターや関連行政機関との連携関係を構築し、協力終了後も研究開発を持続し社会実装を目指す体制や能力を強化すること、もしくは、社会還元のためにBOP(Base of Pyramid)ビジネスや日本の中小企業海外展開など民間企業の活動やNGOやボランティアなど草の根の開発活動と連携することが期待されます。
- 地域ごとの特性を生かした研究の戦略として、過去に日本のODA等で整備された当該地域の優れた研究拠点(研究機関、大学等)の活用が期待されます。
- 平成20年度から平成28年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、研究内容に顕著な差異が認められるか」、又は、「既存類似課題と競争的に研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を

¹⁰本プログラムにおいて、「産」として参加する機関としては、日本国内に法人格を有する企業等を指します。

行います。特に、先行課題に対して研究対象や実施地域を発展させた提案に対しては、課題解決への新たな貢献の大きさについて慎重に検討します。

- 研究参加者の所属機関は、当該共同研究を担う上で必要な国際交流活動基盤を有しており、十分な支援と協力を行う意思を有していることも重要です。
- 企業等が研究代表機関となり提案を行う場合には、一定の要件を満たす必要があります。
- 必要に応じて、企業等に関する財務等審査も行います。
- ODA の視点として、以下の観点等に留意して選考を行います。

参照	Q&A (72 ページ)
----	--------------

－ODA 方針への合致

外交上の実施意義や必要性があるか、相手国の開発政策やニーズとの整合性があるか、開発協力大綱や国別開発協力方針（旧国別援助方針）や援助重点分野に合致しているか

－相手国研究代表機関の実施体制

相手国実施体制が予算・人員・施設（設備）ともに整備されているか、ODA 事業として相応しい相手国研究機関が選定され、能力向上が見込まれるか、十分な研究活動・実績があるか

－プロジェクトとしての「妥当性」、「必要性」、「有効性」、「インパクト」、「持続性」

要請（提案）内容が、開発途上国の課題解決に必要なものか、プロジェクトとして目標達成が可能かどうか、機材計画が妥当であるか（必要最低限の機材か、調達面での支障の有無、プロジェクト終了後の維持管理体制等）、施設整備を含む場合、その計画の妥当性（必要最低限の内容か、期間内に完了可能か、適切に整備予算が見積もられているか、危険物取扱いに係る安全配慮は十分か、建設後の維持管理体制・先方予算は問題ないか等）、社会実装の具体化が明確かどうか、等

（ODA 事業では、「妥当性」等の 5 項目によって事業が評価されます）

（評価 5 項目の詳細：<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/about.html>）

－当該分野における日本及び他ドナーによる他の援助案件との関連

当該分野における他の援助案件とどのような関連があるか、重複やマイナスに作用することはないか

－ODA で実施することに対する研究提案者の認識

研究提案者が、競争的資金の枠組みだけでなく ODA の枠組みで共同研究を実施する意義を十分理解しているか、ODA で実施する必要性が正しく述べられているか

参照	様式 10 (100 ページ)
----	-----------------

7. 選考方法等について

(1) 評価の方法について

選考にあたっては、JST／文部科学省及び JICA／外務省が連携して評価を行います。JST

／文部科学省は、主に科学的・技術的観点からの評価を行います。一方、JICA／外務省は主に ODA の観点からの評価を行います。海外での研究は ODA 案件として実施するため、研究内容が対象国の課題解決等に資する協力であり、国別開発協力方針（旧国別援助方針）にも合致していること、また社会実装への道筋を示す具体的なアプローチが示されていること等も必要となります。応募があった研究提案書類や書類審査結果・面接選考結果を JST から外務省/文部科学省/JICA に提供することをあらかじめご了承ください。

(2) 二段階選考

JST が選任した外部有識者で構成される審査委員会において、提出された提案書類による書類審査及び面接選考を行います。

(3) 利害関係者の排除

JST の規定に基づき、研究提案者等の利害関係者は選考に加わらないようにしています。

(4) 採択予定課題数

採択予定課題数は、平成 29 年度政府予算により変動します。また、課題形成調査^{*}として数件程度、選定する可能性があります。

※課題形成調査とは、採択されなかった提案課題のうち、未採択あるいは採択の少ない国の提案課題や優れた研究テーマの提案課題などであって、一定の予備調査等を行うことにより次年度以降の課題提案に顕著な向上が期待されると推進委員会により選定された課題を対象とし、課題形成調査を行う経費を支援するものです。なお、次年度以降の選考において本調査課題について優先的な取扱いはありません。

8. 研究代表者（応募者）及び研究参加者の要件

国内の研究機関¹¹に所属し、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが研究代表者（応募者）の要件です。研究代表者自身が提案書を作成してください。

日本側の研究参加者は、日本国内の研究機関に所属していることが要件です。

- ・ 日本側研究機関と相手国側研究機関の両方にポストを有していたとしても、両方のメンバーリストに名を連ねることはできず、どちらかに決めなければなりません。なお、研究代表者は、日本側のメンバーに限られます。
- ・ JST と委託研究契約を結ぶ研究機関に所属していない研究者を参加させる場合、適切な書面を取り交わすなどの措置が必要です。

¹¹ 「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公私立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、研究実施能力については選考の際に問われます。

- ・ 日本国でも相手国でもない第三国の機関とは共同研究はできません。また、第三国の機関にのみ所属する研究者は共同研究の参加者にはなれません。詳しくは Q&A をご参照ください。
- ・ 国際機関には参加に制限があります。詳しくは Q&A をご参照ください。
- ・ メンバーリストは日本側及び相手国側で共有します。

9. 採択（条件付含む）された後の研究代表者等の責務等

条件付採択となった時点から研究代表者等には以下の責務が生じます。

(1) 研究の推進及び管理

- 研究代表者は、本プログラム実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務を負っていただきます。研究代表者自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最適な研究チームを編成し、リーダーシップを発揮しつつ、自らも当該研究課題に従事できる研究者であることが必須です。本プログラムでは、国内の他の研究機関（企業等を含む）に所属する研究者や人文社会等他の学術分野を専門とする研究者を加えて国内で研究チームを編成した上で、相手国研究機関との共同研究のもとで当該研究課題を実施することができます。
- JICA の技術協力プロジェクトの総括責任者として、日本側の投入（専門家派遣・機材供与・相手国側研究者の招へい等）の計画立案や実施にかかるカウンターパート等との調整及び統括、JST/JICA に対する定期的な活動報告、JST/JICA が実施する評価調査等への対応、事業契約の適切な執行管理とプロジェクト全体の運営管理等を遂行することが必須となります。なお、研究実施期間中の研究代表者の都合による一方的な研究中止は原則として認められません。
- 条件付採択後に行われる国内における JST/JICA との打ち合わせ（3～5 回程度）、及び現地における詳細計画策定調査（平成 29 年 8 月～10 月にかけて 10～14 日間程度を想定）等へ参加していただきます。
- 研究や投入計画の立案とその実施に関することをはじめ、国内で研究チームを編成している場合には研究チーム全体に責任を負っていただきます。その際、共同研究者の派遣及び機材供与の計画の立案・実施に当たっては、相手国との十分なコミュニケーションが確保されることや日本及び相手国側の若手研究者の活躍の場が確保されることへの配慮が特に求められます。また、相手国で開催される合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）に出席し、研究の進捗報告、運営管理に関する協議を行っていただきます。
- JST/JICA に対する所要の報告書等の提出や、JST/JICA が実施する評価への協力に対応していただきます。また随時、JST/JICA が求める共同研究進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。
- 大学・企業等の本部など研究機関内部の関係組織との連携や意思疎通・共有を行う役割を担っていただきます。

- 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
- 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等、学会その他で発表する場合は、本プログラムの成果である旨の記述を行ってください。
- 国際共同研究であることを踏まえ、相手国研究機関に不利益とならぬ範囲で知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願していただきます。
- JST/JICA が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加する場合は、研究成果を発表していただきます。

(2) 研究契約等の遵守

JST と研究機関との間の研究契約及び JST の諸規定等、JICA との取極め及び事業契約、相手国研究機関等と JICA が締結する R/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(CRA 等)の内容を遵守していただきます。

(3) 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 公募要領等の要件を遵守する。
- b. 研究上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）や不正使用などを行わない。
- c. 研究上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI JAPAN e-ラーニングプログラム）を受講し修了するとともに、参加する研究者等に対しても受講・修了義務について周知し、内容を理解してもらうことを約束する。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、対象者が確実に修了するようご留意ください。

(4) 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

詳しくは、下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/education.html#M2>

10. 採択（条件付含む）された後の研究機関の責務等

採択（条件付含む）された研究課題の研究代表者及び主たる共同研究者の所属機関の責務等は、以下のとおりです。

- (1) 研究機関において研究を実施する体制を確保していただきます。また、所属機関長は研究実施期間中、研究代表者の身分等について最大限配慮してください。（所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。）

参照	様式 8 (98 ページ)
----	---------------

- (2) 効果的な研究推進のため、JST/JICA との円滑な契約締結手続き、JST/JICA に対する所要の報告等、及び JST/JICA による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。詳しくは「V. 応募に際しての注意事項」に記載しておりますので、十分ご理解のうえ応募してください。JICA との契約については、事業契約書及び JICA が定める「SATREPS プロジェクト実施の手引き」に基づいて、適正な事業運営並びに経理事務（JICA に対する所要の報告を含む）を行っていただきます。
- (3) 技術協力プロジェクト実施を担う機関として、JICA との取極め及び事業契約書並びに R/D 等に沿った活動支援（例：研究代表者所属機関にて執行することとされた経費の執行手続き等）を行っていただく必要があります。JICA と取極め及び事業契約書を交わすのは、研究代表者の所属機関のみですが、その他の研究機関も R/D 等に沿った活動支援をしていただく必要があります。研究代表機関は、日本側「研究代表機関」として日本側研究者の現地での活動が適切に行われるよう統括するとともに、事業契約書及び JICA が定める「SATREPS プロジェクト実施の手引き」に基づいて、適正な事業運営並びに経理事務（JICA に対する所要の報告を含む）を行っていただきます。
- (4) 産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願あるいは設定登録される際は、JST 及び JICA に対して所要の報告をしていただきます。
- (5) 研究代表者の所属する研究機関には、R/D とは別に国際共同研究の相手国研究機関との間で共同研究の実施に関する合意文書（CRA 等）を取り交わしていただきます。合意文書においては、共同研究により生じた知的財産の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の

公表、損害が生じた場合の取扱い、相手国の遺伝資源¹²等へのアクセス・持ち出し等について定めてください。遺伝資源等の相手国の情報や資料、サンプルへのアクセスおよびそれらの持ち出し・持ち込みについては、国際ルールとともに相手国内法も遵守してください。なお合意文書は署名前の案の段階で JST の確認を取ってください。R/D の内容と平仄を合わせるため、合意文書の取り交わしは、JICA が相手国研究機関と R/D の署名をする時期に合わせることを適切です。なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。

参照	V. 9.2 (61 ページ)
----	-----------------

- (6) JST と委託研究契約を締結する研究機関は、その機関に所属していない研究者を本委託研究に参加させる場合には、両研究機関間で適切な書面を取り交わすなどして、JST 委託研究契約、共同研究合意文書、R/D の内容を遵守するよう措置していただく責務があります。(例：JST と委託研究契約関係にある A 大学の研究グループに B 大学所属の研究者が加わる場合など。)

11. 研究期間

国際共同研究の期間 (R/D に記載された技術協力プロジェクトの協力期間) は原則として 3～5 年とします。

図 3 のとおり、条件付採択時に定められた JST 委託研究費予算の範囲内で、R/D に定められた国際共同研究実施の最終年の年度末まで、JST 委託研究費による日本側での研究終了時期を延長し、JST の委託研究期間を長くとることができます (ただしこの場合も、ODA 側経費については R/D に記載の協力期間を超えて措置することはできません)。

提案課題の条件付採択後、R/D・合意文書 (CRA 等) の署名前であっても、R/D・合意文書の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、研究準備のための日本国側の研究費に限って、JST の支援による委託研究費を執行していただくことを可能としています。

¹²遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材 (遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材) を対象とし (生物多様性条約 第 2 条)、地球上のほぼすべての動植物や微生物が遺伝資源に含まれます。

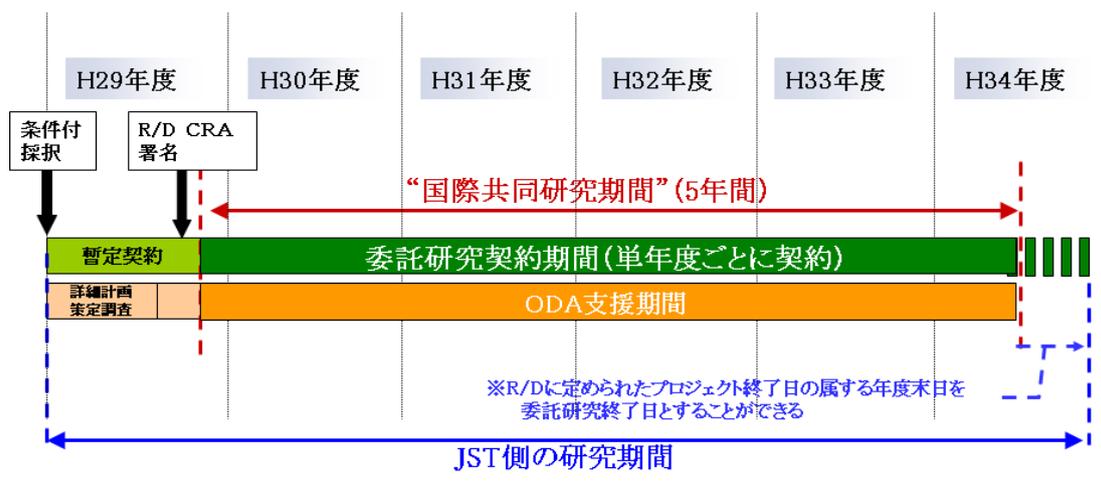


図3 研究期間の考え方 (5年間の場合)

12. 研究費 (JST 委託研究費及び ODA 事業経費)

本プログラムでは、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費については JST が委託研究費として支援し、JICA は、技術協力プロジェクトの実施に必要な経費（日本側研究員の派遣、相手国側研究員受入れ、供与機材等）を負担します。

- (1) 1 課題当たりの JST からの委託研究費は、年間 3,600 万円程度（5 年計画であれば総額 1.8 億円以内）【間接経費を含む】とします。これは、あくまでも研究費計画の目安です。なお、本公募は平成 29 年度政府予算の成立を前提としており、今後、内容等が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。予算成立の状況等により研究費についても変更・調整が必要となる場合があります。

選考に当たっては、コストパフォーマンスも大きな判断材料となります。多額の研究費計画で応募された場合は、より少額の提案課題と比較して、より大きな研究成果を期待する観点から審査され、同時により大きな責務を負うこととなりますので、予算策定は慎重に検討してください。

研究費は、原則としてその全額を委託研究費として、JST から研究代表者及び主たる共同研究者の所属する研究機関に配分し、当該研究機関にて執行していただきます。直接経費の 30% を上限とする間接経費を、当該委託研究に関して研究機関において必要となる管理費等として委託研究費に含めることが可能です。

本プログラムでは、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱いについては、下記ウェブサイト内の「府省共通経費取扱区分表」をご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使い難さを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。繰越制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。その他、JST 委託研究費の執行に関する詳細は、下記ウェブサイト内の「平成 28 年度版 委託研究契約事務処理説明書」を参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

- (2) 1 案件(JICA では、「課題」でなく「案件」と呼ぶ)当たり ODA 事業経費は年間 6 千万円を目安とし、5 年間で 3 億円を上限とします。また、具体的な ODA 事業経費の予算額は、上記の上限額の範囲内で条件付採択後の詳細計画策定調査以降に活動内容が定まったところでその計画に沿って決まることとなります。

JICA の ODA 事業経費は技術協力経費であり、事業契約は JICA が行う技術協力業務を研究代表機関に委託する性格を有していますので、他の研究補助金や助成金とはその用途や支出監理の方法に大きく異なる場合があります。支出可能経費の種類・範囲や事業契約上の条件等については、「IV. ODA による技術協力の概要」を熟読願います。

なお、本プログラムは政府予算の成立前に公募等を行っているものです。したがって、決定した予算の内容及び金額に応じて 1 案件当たりの予算上限が変更される場合があることをあらかじめご了承ください。

参照	IV. 5. (4) (40 ページ)
----	---------------------

13. JST と JICA の経費の執行区分

JST からの委託研究費で執行可能なものと、JICA の経費で執行可能なものは原則として以下のように分類されます。表 2 (30 ページ) もご参照ください。

- A. 日本国内等、相手国内以外にて執行する研究費は JST からの委託研究費。
- B. 相手国内にて執行する経費(現地調達機材費等)は JICA 経費。日本へ相手国側研究者を招へいする際に生じる経費も原則として JICA 経費。
- C. 日本側研究者が相手国に渡航する場合の往復旅費・滞在費(派遣期間 1 年以上の長期派遣の場合は赴任旅費・移転料・各種手当等)は原則として JICA 経費¹³。現地での日本側研究者の当該国際共同研究に係わる活動は、共同研究を推進するに当たって JICA と相手国研究機関等が締結する R/D 等にて規定される免税等及び活動許可条項が適用されます。

¹³相手国への渡航に係る経費に関しては、場合により例外として JST からの委託研究費からの執行も可能です(例えば、日本においてポスドク等で雇用されている相手国の研究者)。ただし、JST 委託研究費で出張する場合は当該国際共同研究における R/D にて規定される活動とはみなされず、免税条項が適用されないこと、現地での活動許可が下りないこと等がありますので、必ず事前に JICA と相談してください。

JICA は、本プログラムで相手国へ派遣される研究者チームメンバーの国内所属先に対する人件費補てん及び間接費並びに国内俸（所属先はあるが無給の方に対して定額の月額を毎月直接支給するもの）は措置しておりません。

また、JICA の経費は相手国の自立発展性を重視する ODA 技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、「相手国側の人件費」、「相手国における事務所借上費」、「相手国側が使用する消耗品」、「供与機材の運用や維持管理の経費」、「相手国側研究者の相手国内旅費」、「会議日当」等は、原則として相手国側負担となります。

経費	JST	JICA
A:日本国内での研究費	●	
A:相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	●*1	
B:相手国内での活動費	▲*2	●*3
B:相手国からの招へい旅費	▲*4	●
C:日本と相手国間の旅費	▲*5	●

表2 JST と JICA の経費で執行可能な経費の分類

- *1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。
- *2 日本国内の研究の延長と認められる旅費・滞在費など（※）、相手国において JICA が負担できない経費のうち JST 委託研究費で負担可能なものに限ります。
- *3 相手国内での活動費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます（JICA の経費は相手国の自立発展性を重視する ODA 技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります）。
- *4 相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の招へいに限ります。
- *5 学生、外部専門家等、JICA 専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限ります。

（※） 相手国への渡航に係る経費に関しては、場合により例外として JST の委託研究費からの執行も可能です（例えば、JICA 専門家と認められない、日本においてポスドク等で雇用されている相手国の研究者）。ただし、JST 委託研究費で出張する場合は、当該国際共同研究における R/D にて規定される活動とはみなされず、免税条項が適用されないこと、現地での活動許可が下りないこと等がありますので、必ず事前に JICA と相談してください。

参照	IV.5. (6) (41 ページ)
----	--------------------

なお、企業等が研究代表機関となり応募される場合には、経費の執行区分が上記と異なる場合がありますので、あらかじめ JST/JICA に確認をしてください。

Ⅲ. JSTによる本プログラム推進の仕組み

1. 運営統括（PD：プログラムディレクター）

運営統括は、本プログラムの運営全体の取りまとめ責任者であり、本プログラム全体の推進方針決定、研究分野・研究領域間の調整、採択（条件付採択を含む）課題の決定、各研究課題マネジメントにおける重要事項の審議を行う推進委員会の委員長を務めます。なお、推進委員会は運営統括・研究主幹及び外部有識者から構成されます。

2. 研究主幹（RS：リサーチスーパーバイザー）

研究主幹は、研究領域の研究推進の取りまとめ責任者であり、採択（条件付採択を含む）課題候補を決定する審査委員会（推進委員会の分科会）を外部有識者とともに構成し、本委員会では主査又は一委員となります。採択（条件付採択を含む）課題決定後は、各研究課題の研究計画（研究費、研究チーム編成を含む）の調整、研究代表者との意見交換、研究への助言、課題評価、その他必要な手段を通じて担当する研究領域の研究マネジメントを行います。

また、研究主幹は、相手国側研究者に対しても助言を行います。

3. 研究計画

- (1) 条件付採択後、研究代表者は、R/D や CRA の署名がなされるまでの期間(条件付採択後の年度終了まで)における暫定研究計画書を初めに作成します。それと並行して、研究課題の研究期間全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費の予算計画や研究チーム構成、及び国際共同研究全体の計画を含みます。
- (2) 研究計画（全体研究計画書及び年次研究計画書）は、研究主幹の調整、確認を経て決定します。研究主幹は選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指導を行います。なお、研究計画の大幅な変更等の重要な決定事項については、推進委員会の審議を経ることが必要となる場合があります。
- (3) 研究主幹は、研究領域全体の目的達成等のため、研究課題の研究計画の決定に当たって、研究課題間の調整を行う場合があります。

4. 課題評価（研究開始後）

課題の評価は、JST と JICA が連携・協力して実施します。研究課題（プロジェクト）の評価において、JST は評価実施要領：

中間評価：

<http://www.jst.go.jp/global/hyouka/pdf/mid-evaluation-procedure.pdf>

終了時評価：

<http://www.jst.go.jp/global/hyouka/pdf/end-evaluation-procedure.pdf>

に沿って、また、JICA はプロジェクト運営管理の一環として、定期モニタリングを実施します。

JST の評価は、

- (1) 国際共同研究期間の中間年を目処（5年間の場合は3年目）に中間評価、
- (2) 研究期間終了前に行われる終了時評価、
- (3) 研究終了後一定期間を経過した後に行う追跡評価（JICA では事後評価という）があります。

評価結果は、報告書やウェブサイト等にて公表します。特に、中間評価の結果は、以後の研究計画の調整、資源配分（研究費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む）に反映します。場合によっては、研究課題間の調整や委託研究契約の解除等の措置を行うことがあります。実施期間が5年未満の課題の中間評価については、課題ごとに評価実施の必要性を関係者間で協議し実施の是非を決定します。

また JICA による定期モニタリングについては「IV. ODA による技術協力の概要」の「7. プロジェクトのモニタリングについて」（42 ページ）をご参照ください。

5. 研究契約と知的財産権の帰属

- (1) 研究課題の条件付採択後から正式採択までは、JST は研究代表者の所属する研究機関との間でのみ委託研究契約を締結しますが、JICA と相手国研究機関等との R/D の署名及び共同研究の実施に関する合意文書 (CRA 等) が成立した後 (研究課題の正式採択後)、JST は研究代表者及び、必要により主たる共同研究者の所属する研究機関との間で、委託研究契約を締結します (図 4 を参照)。

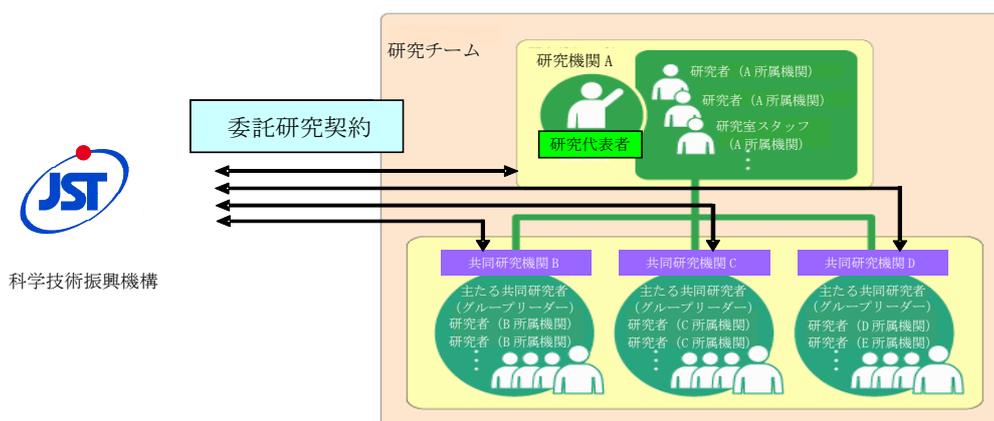


図 4 JST との委託研究契約

- (2) 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、また、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、さらには、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。
- (3) 国公立研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、会計法等の法令に則り事前に予算措置等の必要がある場合、当該研究機関の責任において、委託研究契約開始までに当該予算措置等の手続きを確実に実施ください。万が一、契約締結後に必要な措置の不履行が判明した場合は、委託研究契約の取消し・解除、委託研究費の全部又は一部の返還等の措置を講じる場合があります。
- (4) 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条 (日本版バイドール条項) に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

IV. ODA による技術協力の概要

本プログラムは、ODA と一体となって実施されますので、以下の内容についても十分理解のうえ応募願います。

参考のため、IV章の末尾（43～44 ページ）に〈ODA に関する用語解説〉を掲載しておりますので併せてお読みください。

1. 政府開発援助（ODA）とは

政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）とは、政府又は政府の実施機関によって、開発途上国の経済社会の発展や国民の福祉向上並びに民生の安定に寄与するために行う資金・技術提供による公的資金を用いた協力のことです。我が国は昭和 29 年のコロンボプラン¹⁴への加盟を機に開発援助を始め、長年開発途上国への経済・技術協力を実施してきています。

我が国政府は ODA 実施のための基本理念、援助実施上の原則、援助政策の立案・実施体制等を、「開発協力大綱」に定めています。開発協力大綱では「地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある」とした上で、「地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築することを目指す」こととしています。

2. 技術協力とは

JICA の業務は、開発途上地域の経済及び社会の開発もしくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としており、技術協力（研修員受入、専門家派遣、機材供与等）、有償資金協力、無償資金協力、国民等の協力活動の促進・助長（青年海外協力隊派遣等）、国際緊急援助等を行っています。

技術協力は、開発途上国における制度構築、組織強化、人材育成等を通じて、当該国が諸開発課題に主体的に取り組む総合的かつ内発的な能力の開発を支援することを目的として技術の提供を行うものです。

技術協力の一形態である技術協力プロジェクトは、「研修員受入」「専門家派遣」「機材供与」などを最適な形で組み合わせて実施する技術協力の中心的な事業です。開発途上国の関係機関と協働して事業計画の立案から実施、評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施することで、より確実な成果の獲得を図っていきます。

¹⁴南アジア、東南アジア及び太平洋地域諸国の経済・社会開発を促進することを目的とし、昭和 25 年 1 月に発足した協力機構。

今回の地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)は、我が国研究機関と相手国研究機関との共同研究をこの技術協力プロジェクトの枠組みで実施するものであり、ODA 事業として社会実装の実現を目指した国際共同研究を実施することが期待されます。

3. 技術協力プロジェクト実施の流れ

(1) 協力要請からプロジェクトの検討・採択まで

JICAによる技術協力は、開発途上国からの協力要請に始まる一連の流れを踏まえて実施されます。

ODAには、翌年度以降に実施する新規プロジェクトに係る要請を前年度に聴取する「要望調査」というプロセスがあり、相手国研究機関が要請書を作成、所管省庁の承認後、相手国のODA担当省庁を通じて日本大使館に提出し、大使館が外務省(本省)に要請書等の必要書類を送付します。

協力要請があった場合には、日本政府において要請されたプロジェクトの採否が検討され、実施に適していると判断された場合には相手国政府に対してプロジェクト採択の通知がなされ、我が国と相手国との間で国際約束が締結されます。

本プログラムにかかる平成29年度の協力要請の我が国外務本省到着締切は、**平成28年10月31日(月)正午(日本時間)**です。

通常相手国政府では、上記の締切日よりも前に相手国内の締切を設定していますので、相手国研究機関との調整に当たってはご注意ください。e-Radシステムによる研究提案書の受付締切と同様、上記の締切を過ぎて受領した協力要請は選考の対象となりません。

なお、平成28年度までの要望プロジェクトとして協力要請が既に提出されている場合でも、今回の平成29年度採択プロジェクトに応募する場合には、相手国側は改めて協力要請を提出する必要があります。要請書が期限までに外務本省に到着していないプロジェクトは、たとえ研究提案書が出ているとしても選考の対象となりませんのでご注意ください。

なお、要請書の提出に当たっては、相手国にある日本大使館及びJICA在外事務所にも事前に情報共有いただくことをお勧めします。

(2) 詳細計画策定調査の実施

上記の国際約束に基づき、JICAは詳細計画策定調査を実施します。詳細計画策定調査においては、協力の対象となる分野の現状と課題や協力要請の背景等について調査するとともに、プロジェクトの基本計画や実施体制及び双方の負担事項等について相手国側の関係者と協議を行い、その協議内容を協議議事録(M/M: Minutes of Meeting)に取りまとめ双方で署名します。この調査には、日本側研究チームを総括する研究代表者に

参加していただきます。また、詳細計画策定調査においては、予想される協力効果をより明確にした上で、プロジェクト実施の適切性を総合的に検討するために、事前評価も併せて実施します。

なお、調査の結果、相手国の実施体制や負担事項等に重大な問題があることが判明し、計画どおりのプロジェクト実施が困難であると判断される場合は、計画の大幅な見直しが必要となり、場合によっては、計画自体の中止を検討することがあります。

(3) 討議議事録 (R/D) の署名

詳細計画策定調査実施ののち、JICA においては、実施承認にかかる手続きを行うのと並行して、プロジェクトの実施や活動内容及び必要な措置についての合意文書である討議議事録 (R/D: Record of Discussions) を作成し、JICA と相手国実施機関の間で署名を行います。

(4) プロジェクトの開始から終了まで

R/D で定められた協力期間に基づきプロジェクトが開始され、その内容を踏まえて、プロジェクト目標を達成すべく専門家派遣等の必要な投入が行われることとなります。

また、プロジェクトの実施期間中、定期的にモニタリングを行い、当初期待されていた効果の発現等に関して進捗確認を行います (詳細は後述 7. のとおり)。

以上 (1) ~ (4) の一連の流れを図であらわすと、7 ページの図 2 のようになります。

(5) 実施上の留意点

条件付採択課題決定後、案件によっては R/D の署名に時間を要することがあります (条件付採択課題決定後から R/D 署名までの標準的なスケジュールは表 3 をご参照ください)。JICA 側経費は、R/D 署名後に研究代表者所属機関との間で事業契約が締結されて初めて執行可能となります。また、JICA 側経費の支出根拠は R/D であり、R/D 署名前及び R/D 記載の協力期間終了後も JICA から経費を支出することはできませんので、併せて留意願います。

※7 ページ「(c) 国際共同研究実施に向けての準備」も確認ください。

	標準的所要時間 ¹⁵
詳細計画策定調査の準備（打合せ、コンサルタント契約（評価分析担当団員）、調査団派遣手続き、対処方針会議等）	2.5ヶ月程度
詳細計画策定調査（現地調査）、協議議事録（M/M）の署名、帰国報告会	0.5～1ヶ月程度
JICA 内での事前評価	1.5～2ヶ月程度
討議議事録（R/D）の署名（JICA 在外事務所長と相手国側所管省庁責任者や相手国側研究機関の長等との間で署名）	0.5～2ヶ月程度
実施承認手続、JICA と研究代表機関の取極め及び事業契約書の締結、業務調整員 ¹⁶ の選考・派遣手続き等のプロジェクト開始に向けた準備	2～3ヶ月程度
プロジェクト開始	条件付採択後 7～10ヵ月程度

表3 条件付採択課題決定後から R/D 署名・プロジェクト開始までのスケジュール

(6)その他

プロジェクト実施の詳細については、こちらをご参照ください。

JICA「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）プロジェクト実施の手引き」

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/genera1_01.pdf

¹⁵実際の所要期間はプロジェクトによって異なります。

¹⁶業務調整員については、6.にて後述

4. 技術協力プロジェクト実施体制

技術協力プロジェクトは相手国との共同事業です。相手国の自立発展を促す意味で相手国のオーナーシップは重要であり、相手国研究代表者も日本側研究代表者と同様に重要な責務を負います（図5を参照）。また、共同研究の円滑な実施を促進するため、原則として日本側と相手国側の双方の関係者（日本側：日本大使館、JICA 在外事務所長、研究代表者、研究者、業務調整員等／相手国側：援助窓口省庁、研究機関管轄省庁、関係省庁、研究機関等）から成る合同調整委員会（JCC：Joint Coordinating Committee）を設置し、定期的に会合を開催することにより、共通問題にかかる協議を行いその解決を図ることとなります。この合同調整委員会の運営は、本プログラムが国際共同研究協力であることに鑑み、日本側と相手国側の共同推進体制で行うことが適切です。

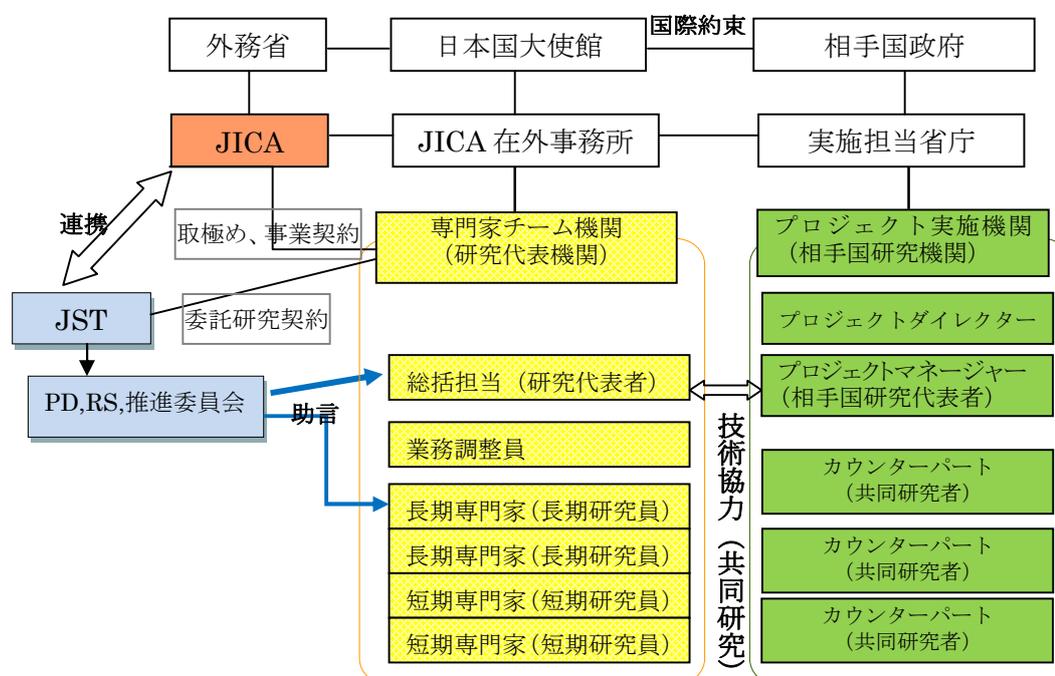


図5 技術協力プロジェクト実施の体制（例）

5. プロジェクト採択後の JICA と研究代表者所属機関の契約

本プログラムに採択されたプロジェクトの研究代表者所属機関は、JST と委託研究契約を締結するとともに、JICA との間においても「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」（以下、取極め）及び事業契約書を交わします。この取極めでは、採択されたプロジェクトに関する JICA 及び研究代表者並びにその所属機関の業務内容・責務等が明記されますが、開発途上国において共同研究を実施するに当たり組織としての対応をお願いするものです。

なお、取極めは研究代表者所属機関に一つです。既に取極めがなされている研究代表者

所属機関では、プロジェクト実施のために取極め「本体」を新たに締結する必要はなく、別途適用範囲を定めるための「附属書」を作成することとなります。

取極め本体及び附属書並びに事業契約書の様式は、以下ウェブサイトをご参照ください。

本 体：

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/arrangements_01.pdf

附 属 書：

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/arrangements_02.pdf

事業契約書：

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/contract_01.pdf

取極めと事業契約の内容等は以下のとおりです。

(1) 取極め

研究代表者所属機関と JICA は双方の責務等を規定する取極めを締結します。研究代表者所属機関は、日本側研究者の相手国への派遣、相手国研究者の日本への招へい、機材調達の実施を担い、関係者の安全配慮義務も有します。その際、研究代表機関の会計規程等関連諸規程を確認の上、研究代表者所属機関自ら執行を行うものについては当該機関の規程を適用します。研究の結果得られる知的財産権は JICA ではなく研究機関に帰属します。

(2) プロジェクトの計画策定

プロジェクトの開始に当たり双方協議の上で予算を含む全体計画及び各期計画を策定するとともに、各期計画に基づく事業契約期間の中間時点においてプロジェクトの進捗に合わせて当該計画を見直します。各期計画の対象期間は、必ずしも 1 会計年度内の範囲にする必要はなく、複数年度に渡る期間を設定することも可能です。なお、機材調達を事業契約に含める場合は、機材の納期が各期計画の期間内となるよう調整する必要があります。

(3) 事業契約

事業契約書は、プロジェクト実施の内容や経費負担・経理処理等について規定しているものであり、JICA と研究代表者所属機関の間で各期計画ごとに締結します。経費の執行は、この事業契約書が締結されて初めて可能となります。各期計画の期間は、必ずしも単一の会計年度内に限定しておらず、複数の会計年度に及ぶ期間の事業契約も可能です。

取極めと事業契約に基づき、研究代表者所属機関が当該機関の諸規程に基づき契約経費を執行し、事業契約期間内に精算します。JICA から契約期間の半期ごとの概算前払い（初

回は契約金額の半額程度まで)ができます。事業契約の費目、積算、概算払い、精算等事務処理に関するルールについては、JICAのウェブサイトに掲載している、下記「SATREPSプロジェクト実施の手引き」をご参照ください。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/general_01.pdf

(4) プロジェクト予算の目安額

1プロジェクト当たりの経費は年間6千万円を目安とし、5年間で3億円を上限としていますが、この中には、在外研究員派遣（短期・長期）、外国人研究員の受入、機材供与（購入費、相手国への輸送費、保険料、機材現地調達経費等）、事務管理直接経費及び業務調整員が管理する現地研究活動経費が含まれます。したがって、研究代表機関が管理する事業契約金額として3億円（5年間の場合）が確保されているものではないことに留意してください。

業務調整員派遣経費及び各種調査団派遣経費（詳細計画策定調査、運営指導調査等）は、上記上限額に含まれず、必要に応じてJICAが直接執行します。

(*業務調整員については、6.にて後述)

(5) 支出可能な経費

JICA 事業経費は、共同研究を技術協力プロジェクトの枠組みで実施する際に必要な経費に関して支出が可能です。このうち事業契約では、相手国関係機関と合意した R/D 及び R/D 内容に基づく全体計画又は各期計画に基づき、国際共同研究を目的とした活動に係る経費のうち、①在外研究員(日本側研究者)¹⁶の派遣にかかる経費、②外国人研究員(相手国側研究者)の受入にかかる経費、③共同研究に必要な機材の供与にかかる経費、④日本国内の事務管理直接経費に対してのみ支出することができます(表4)。

①在外研究員（日本側研究者） ¹⁷ の日本から相手国への派遣にかかる経費	航空賃、日当・宿泊費、旅行雑費等（派遣期間1年以上の長期派遣者の場合は赴帰任旅費、移転料、各種手当等）
②外国人研究員（相手国側研究者）の相手国から日本への受入にかかる経費	航空賃、日当・宿泊費、研修経費等。受入れ期間により、短期（1年未満）と長期（1年以上）があります ¹⁸ 。
③共同研究に必要な機材の供与にかかる経費	先方政府に供与する機材の購入費、輸送費、据付・調整費。日本国内で使用する機材は対象外であり、JST 研究委託契約等で対応。

¹⁷日本側の研究チームのメンバーであっても、学部や大学院等の学生は在外研究員としては派遣できません。

¹⁸短期及び長期研究員は、共同研究期間内（＝R/Dに定められたプロジェクト実施期間内）であることが受入条件であるため、研究代表機関においては、候補者選定の段階から計画的に準備を進めていただきます。

④日本国内の業務諸費	事務管理のためのアルバイト雇用経費、消耗品購入経費等（研究用を除く）
------------	------------------------------------

表4 JICAが支援する経費

(6) 相手国負担の原則

ODA 事業においては、相手国側の自助努力やプロジェクト終了後の持続性を重視し、原則相手国側負担と定めている経費があります。ODA による国際協力の一環である本プログラムにおいても、この基本方針を踏まえ、必要な経費の全てを日本側(JICA)が支援するのではなく、相手国側の自助努力を促していくため相手側経費負担を求めている点に留意ください。以下は相手国側に負担を求める経費の例です。

- (a) 相手国研究機関研究者及び関係者並びに当該研究機関が直接雇用している人員にかかる人件費
- (b) 相手国研究機関との活動拠点となるプロジェクト事務所の借上費及び光熱水料
- (c) 相手国研究機関研究者及び関係者による通常業務や研究上必要な相手国内出張にかかる交通費・旅費（日当・宿泊費）及び会議日当
- (d) 相手国側の研究活動に使用される備品・消耗品及び設備費、供与機材の運用や維持管理にかかる経費

なお、研究に必要な設備・備品についても、相手国側による負担や既存の設備・備品の活用を求め、真に必要な支援に絞り込みます。

(7) 経費管理体制

ODA 事業経費に関しては、JICA が直接支出する現地での必要経費を除き、日本側研究代表機関と JICA が締結する取極めに基づき、事業契約書における日本側研究代表機関の執行経費については、日本側研究代表者所属機関で管理していただきます。

なお、ODA 技術協力プロジェクトでは、相手国に対する資金の直接供与を行うことはなく、また、相手国研究機関独自の事業活動等に対する支援も行いません。

特に、相手国研究機関に直接プロジェクト経費が配分されることはない点について、相手国研究機関が誤解しているケースも散見されることから、相手国側には必ず事前に説明願います。

6. 業務調整員について

JICA では、業務調整員（上述のような現地における JICA 支出経費の管理（予算執行を含む）のほか、在外研究員（日本側研究者）の派遣及び外国人研究員（相手国側研究者）の受入に関する相手国政府との事務的なやりとりや諸手続き、あるいは機材の現地調達にかかる在外事務所との連絡調整等を行う人員）を公募により確保し、R/D 署名後、できる

だけ早いタイミングで現地に配置することとしています。業務調整員は、研究活動そのものには従事しませんが、研究代表機関の研究者や共同研究者とともに日本側研究（プロジェクト）チームの一員です。JICA は、プロジェクトの円滑かつ適正な実施のために、研究代表者をはじめ他のメンバーと十分な情報共有を行うことを、業務調整員に求めています。

なお、JICA では、国の事情等から、業務調整員を配置せず、研究代表機関が現地業務を含む包括的な契約執行を行い、それに伴う間接経費を導入する契約形態を実施することがあります。

7. プロジェクトのモニタリングについて

7 ページ図 2 にて記載のとおり、技術協力プロジェクトでは、定期モニタリングによる進捗確認を行います。

技術協力プロジェクトの実施期間中におけるモニタリングは運営管理の一環として行われることから、日本側研究機関、相手国研究機関等が実施し、モニタリングシートを作成します。

その他 JICA 事業のモニタリングについては JICA ウェブサイトにある「SATREPS プロジェクト実施の手引き」を参考にしてください。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/gener_al_01.pdf

8. ODA に関する問合せ先

(1) JICA 本部

JICA 本部での本プログラムに関する窓口は、国際科学技術協力室です。ODA による技術協力の枠組みに関しては、以下へお問い合わせ願います。

独立行政法人国際協力機構（JICA）国際科学技術協力室

E-mail : eigst@jica.go.jp

(2) JICA の国内、海外拠点

JICA 国内拠点一覧

<http://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>

JICA 在外拠点一覧

<http://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

相手国研究者と研究のグランドデザインを十分に練っていただいた上で、お問い合わせ願います。公募要領の内容に関するお問い合わせについては JICA 在外拠点及び国内拠点では受け付けておりませんので、了承ください。

(3) ODA・技術協力の概要に関する参照ウェブサイト

「外務省 ODA サイト」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

「ODA 国別地域別政策・情報」

(研究の目的が、相手国や関連地域における日本の ODA の方針に沿っていることを確認する際、ご参照ください。)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/index.html>

「JICA 「技術協力プロジェクト」」(ODA の一般的な技術協力プロジェクトのウェブサイトです。)

<http://www.jica.go.jp/project/index.html>

「JICA 「科学技術協力」」(SATREPS を含む科学技術協力のページです。)

<http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/index.html>

「JICA 図書館蔵書検索」

(案件名で検索すると、過去の SATREPS 報告書公開版を PDF で閲覧可能です。)

<http://libopac.jica.go.jp/>

<ODA に関する用語解説>

ODA 担当省庁：

相手国政府において海外からの援助の窓口業務を担当している省庁。担当省庁は国によって異なるが、外務省、財務省、計画省等。

技術協力要請：

相手国政府 (ODA 担当省庁) より日本政府に対して提出される技術協力にかかる要請。外務省及び JICA は、翌年度以降に実施するプロジェクトに関し、相手国政府からの要望を聴取している。相手国政府からの協力要請は、現地の日本大使館を通して本邦の外務省に提出される。

国際約束：

国又は国際約束締結権限を有する国際機関等が主体となり、国際法上の権利義務関係を設定するもの。「条約」として国会の承認を必要とするものと、「外交関係の処理」として行政府限りで締結される行政取極に分類されるものがある。通常は閣議決定を要するが、これらの正式な国際約束の他に、閣議決定を経ずに外務省限りで取り交わされるものについても、実務上は国際約束の一種として取り扱われており、本プログラムでいう国際約束にはこの形式も含まれる。

技術協力プロジェクト：

開発途上国の抱える課題に対し、「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」の 3 つの協力手段 (協力ツール) を組み合わせ、一つのプロジェクトとして、特定の目標のもとに一定の

期間に実施される活動。

専門家派遣：

技術協力対象となる行政官や技術者（カウンターパート）に対して、技術移転、政策面のアドバイス、プロジェクトのマネージメント等を行うための人材を、日本から相手国へ派遣すること。本プログラムでは、相手国において研究を行う日本側研究者を「在外研究員」と称し、1回の派遣期間（本邦出発日から帰国日まで）が1年以上の者を「長期在外研究員」、1年未満の者を「短期在外研究員」として JICA 専門家の枠組みで派遣する。なお、短期在外研究員の派遣にかかる諸手続きは研究代表者所属機関が行う（経費も JICA と研究代表者所属機関の間で締結する事業契約経費に含める）が、長期在外研究員については JICA 直営により派遣手続きを行う（経費は事業契約経費に含めない）。

研修員受入：

開発途上国よりカウンターパートを研修員として日本や第三国に受け入れ、各分野で専門的知識や技術を移転することにより人材育成支援を行うもの。本プログラムでは、相手国から招へいする共同研究者を「外国人研究員」と称し、JICA 研修員の枠組みで受け入れを行う。

事前評価：

協力実施前に、実施の優先度や必要性を確認し、協力内容や予想される協力効果を明らかにした上で、協力実施の適切性を総合的に判断するもの。事前評価の段階で策定した評価指標は、各段階の評価において、協力の進捗状況と効果を測定する基準として活用される。

ローカルコスト：

プロジェクトの実施運営に際し、相手国が負担すべき費用。人件費、土地取得の経費、供与機材の引き取り・輸送に必要な経費、リカレント・コスト（＝建設された施設や供与された機材の運営・維持管理や要員の雇用等のために継続的に必要となる経費）等。

キャパシティ・ディベロップメント：

開発課題に対処するための能力（キャパシティ）を途上国自身が強化していくこと。キャパシティ・ビルディングが外からの能力構築を指すのに対して、キャパシティ・ディベロップメントは、途上国のキャパシティを個人・組織・制度・社会と複層レベルで包括的に捉え、途上国側で主体的にキャパシティを向上させていくプロセスを指す。JICA の協力は、途上国のキャパシティ・ディベロップメントを側面的に支援するファシリテーターとしての役割を担っている。

<http://libopac.jica.go.jp/>

前述の JICA 図書館蔵書検索ウェブサイトから「キャパシティ」で検索すると、例えばキャパシティ・アセスメントハンドブック等が、以下のとおり閲覧することができます。

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245021.html>

V. 応募に際しての注意事項

公正な研究を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口道成

1. 研究倫理に関する誓約について

本公募に申請する研究代表者は、以下の項目に関して誓約していただきます（e-Rad での個別項目にチェックを入れてください）。

①「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守することを誓約します。

※研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

②「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日 改正文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守することを誓約します。

※研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

③本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約します。

④本研究提案に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約します。

2. 研究倫理に関する教育プログラムについて

本公募に申請する研究代表者は、研究倫理に関する教育プログラムを受講していることが応募要件となります。受講済みであることが確認できない場合は、要件不備と見なし、不受理となります。

研究倫理に関する教育プログラムの受講と受講済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e-ラーニングや研究会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合
JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記 URL から受講登録を行ってください。

<https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にある Ref #）を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : ken_kan[at]jst.go.jp ※at は@に変換して送信してください

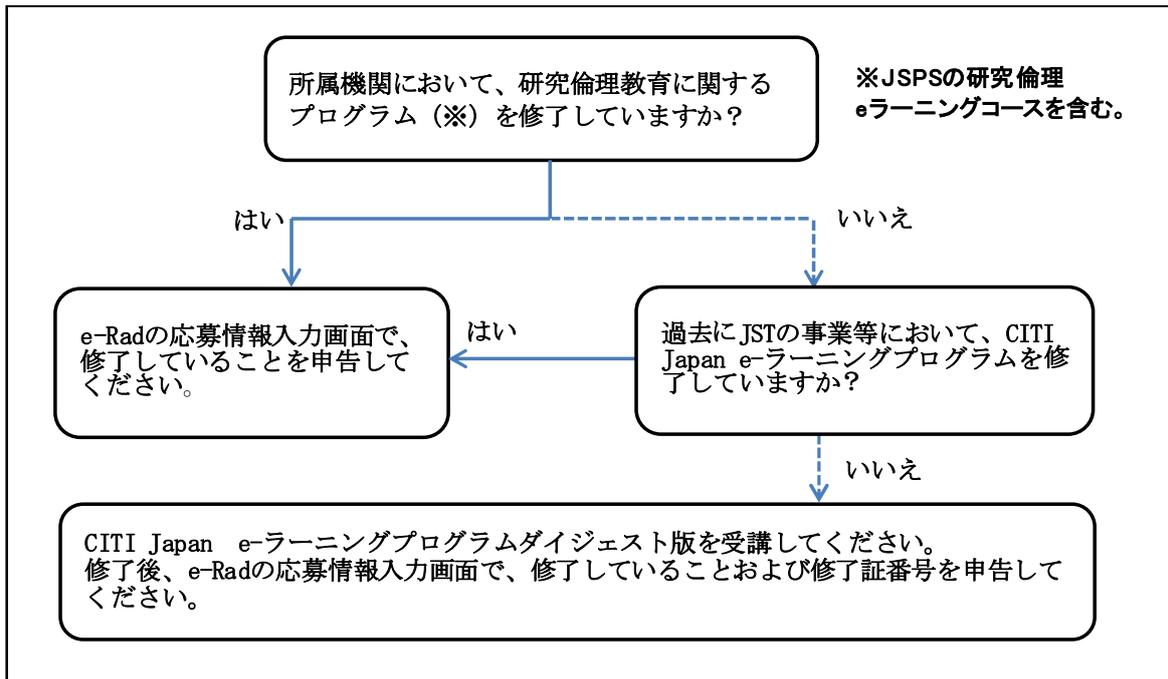
■その他公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 国際科学技術部 SATREPS グループ

E-mail : global[at]jst.go.jp

(※スパムメール対策をしています。送信の際は[at]を@に換えてください。)

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、申請者名、課題名を記載してください。



(図6：研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート)

1. 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

2. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

採択された個々の課題に関する情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

3. e-Rad からの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Rad については「別添3 e-Rad による応募方法」をご参照ください。

4. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

4.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国または独立行政法人（国立研究開発法人を含む）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- ・その他これに準ずる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

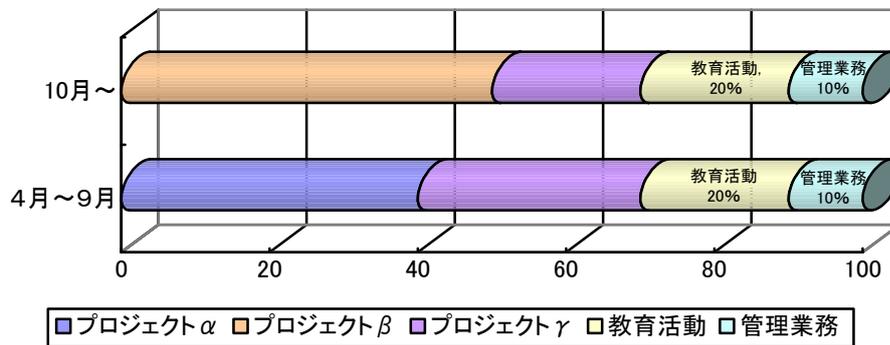
※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

* SATREPS では原則、研究開始後のエフォートの変更は研究主幹の承認が必要となります。

4.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.4 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は研究費の減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は研究費の減額配分とすることがあります。

5. 研究費の不正使用および不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

5.1 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

5.2 申請及び参加^{※1}の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※ ³ (補助金等を返還した年度の翌年度から※ ⁴)	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)	

※³ 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

※⁴ 不正使用等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

5.3 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該不正事案の概要(事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」におい

ては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

5.4 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

6. 研究活動の不正行為に対する措置

研究機関は本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、JSTは上記ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

○研究活動における不正行為が認められた場合の措置

6.1 契約の解除等の措置

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

6.2 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置を講じます。

また、申請及び参加の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間(不正が認定された年度の翌年度から※ ¹⁾)	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2~3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

※1 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

6.3 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により申請及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

6.4 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表します。

また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

6.5 JICA との事業契約における不正行為等への対応

JICA と研究代表者所属機関との間で締結する「取極め」及び「事業契約」において、研究代表者所属機関による虚偽記載、過失による粗雑業務等の腐敗及び不正行為（本節において以下、「不正行為等」という。）が行われた場合、JICA は契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づき、当該研究代表者所属機関に対し、一定期間、JICA 事業の契約から排除する等の措置を行います。

措置の実施にあたっては、措置の相手方に連絡をするとともに、措置開始日に、JICA ウェブサイトにおいて、措置の対象、措置期間及び措置の内容を公表します。

なお、不正行為等の事実に対して措置を行わない場合においても、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことがあります。

措置の対象となる不正行為等、各項目に係る措置要件や期間などの詳細は、下記のウェブサイトを参照願います。

<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000942.htm>

7. 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務

7.1 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次を掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. 研究上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）や不正使用などを行わない。
- c. 研究上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニング教材）を受講し修了するとともに、参加する研究員等に対しても受講・修了義務について周知し、内容を理解してもらうことを約束する。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、対象者が確実に修了するようご留意ください。

7.2 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)を履修することになります。

詳しくは、下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/education.html#M2>

7.3 報告及び調査への対応

報告及び JST に対する所要の報告等、および JST による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

8. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

JST 委託研究費及び JICA 事業契約経費の管理

国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、下記事項等にも配慮しつつ、委託研究費及び事業契約経費の管理（支出計画策定とその執行、執行状況モニタリング等）を研究機関は公正かつ効率的に執行する責務があります。また、研究チーム全体の研究費の把握と管理も適切に行っていただきます。研究代表者及び主たる共同研究者は、自身のグループの研究メンバーや、特に本プログラムの委託研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。さらに、JST/JICA による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

8.1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）の内容について遵守する必要があります。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

8.2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の応募に当たり、研究機関（*1）は、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

（*1）研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、研究開始（委託研究契約締結日）までに、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室にチェックリストが各研究機関より提出されていることが必要です。ただし、平成27年9月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合には、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※提出にはe-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください）。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

8.3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査に基づき、文部科学省が機関における体制や規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

8.4 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業への応募に当たり、研究機関（*1）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

（*1）研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、研究開始（委託研究契約締結日）までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成28年7月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374508.htm

※なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分にご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

8.5 JSTにおける研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力

研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組みの一環として、JSTは、新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）の履修を義務付けることとしました（履修等に必要の手続き等はJSTで行います）。研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。

これに伴い、JSTは、当該研究者等が機構の督促にも拘らず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。研究機関は、指示に遵って研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

詳しくは、下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/education.html#M2>

8.6 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・

監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限（1年）を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減（段階に応じ最大15%）、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

9. 関係法令など研究を進める上での注意事項

9.1 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】 「経済産業省」の『安全保障貿易管理』

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

【参考】 「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック（2014年 第8版）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）改訂版

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

9.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国における遺伝資源の利用のほか、相手国からのサンプルや情報、資料（※）の持ち出し及び相手国への持ち込みについては、国際ルール（生物多様性条約、外国為替法、安全保障貿易管理等）に配慮し、相手国及び関係国の法令を遵守してください。研究計画、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、当該国の関連条約等（生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約、ボン条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分に確認するとともに、研究試料の提供・受領に伴う有体物移転契約（MTA）の締結など、適切な対応を行ってください。

なお、遺伝資源の利用、生物多様性条約、名古屋議定書等の詳細については、下記ウェブサイトを参照ください。

【参考】「国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム」<http://www.idenshigen.jp/>

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」<http://www.cbd.int/>

※研究上の物品に限りません。市販品を含むあらゆる遺伝資源（物品）の取り扱いについて、十分に注意してください。

※成果有体物の取扱いについて

当該国際共同研究により創作または取得された成果有体物については、各研究機関内の規程に基づき適切に管理するとともに、参加する各研究機関間または、第三者への移転が発生する場合には、円滑な活用に留意しつつ、国際共同研究で有ることにも鑑み、MTA の締結等、必要な措置を講じてください。

成果有体物とは、下記に該当する学術的・財産的価値その他の価値のある有体物（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く）です。

(i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの

(ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの

(iii) (i) 又は(ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

◆例：材料、試薬、試料（微生物、土壌、岩石、植物等）、実験動物、試作品、モデル品、化学物質、菌株等

9.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

9.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

9.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

9.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JST 及び JICA は一切責任を負いません。海外へ渡航する際は、十分な治療救済費用保険を含む海外旅行損害保険に必ず加入するものとします。

安全衛生管理につきましては、研究機関にて、管理体制および内部規則を整備の上、労働安全衛生法等の安全関係法令の遵守および事故防止に努めてください。また本委託研究に起因して事故および当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は、速やかに JST 及び JICA に対して書面にて報告ください。

また、昨今の国際情勢に鑑み、在留届の提出・「たびレジ」への登録の徹底など、外務省や JICA からの情報や指導を踏まえて、研究員を始めとする事業関係者の安全対策に最大限努めてください。

9.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

9.8 関係法令等の遵守及び違反した場合の措置

研究の実施においては、関係法令・指針等を遵守することが求められます。特に、現地で雇用する場合の労働関連法、施設等を整備する場合の土地や建築に関する法令などに留意が必要です。日本もしくは現地の法令に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

10. 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりJSTに報告することが必要となります。

11. 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JSTでは単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越し制度を導入しています。繰越し制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

12. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

13. 費目間流用について

費目間流用については、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲を、当該年度における直接経費総額の50%以内としています。

14. 年度末までの研究期間の確保について

年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下の対応をすることとします。

(1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

(2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。

(3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

15. 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）を踏まえ、本公募に採択され、1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みをお願いします。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

16. 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

17. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター（※）に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を 4 つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

18. オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果（論文）について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

(http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf)

19. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果（研究開発ツール）について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されてい

ます。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは <https://sentan-db.jst.go.jp/> をご覧ください。

20. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm) において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

21. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用及び TA（ティーチングアシスタント）雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業では博士課程（後期）在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

RA を雇用する際の留意点

- 博士課程（後期）在学者を対象とします。
- 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外（不正）使用と見なされる場合がありますので十分ご注意ください。

- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

22. researchmap への登録について

JST 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) では、日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースである researchmap(旧称 ReaD&Researchmap ※<http://researchmap.jp/>)を業績情報のマスターデータベースとして、今後、実績報告等の様々な場面で活用していくことを予定しています。

researchmap は平成 26 年 3 月現在、約 23 万人の研究者が登録しており、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。平成 26 年度からは、研究者人材データベース(JREC-IN)の履歴書作成機能とシングルサインオンで連携し、さらに便利にご利用いただけるようになりました。

登録いただいた公開データは、J-GLOBAL(<http://jglobal.jst.go.jp/>)からも公開されます。researchmap、J-GLOBAL の利用者は国内外の大学・企業等、幅広く、将来の共同研究等のアプローチが期待できます。また、JST でも研究者の業績情報を確認する際に researchmap を使用しています。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

※2014 年 4 月 1 日、ReaD&Researchmap は「researchmap」に名称が変わりました。

23. JST のダイバーシティ推進の取り組みについて

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

JSTでは、ダイバーシティを推進するため、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を始め、様々な取り組みを実施しています。

詳しくは JST ダイバーシティ推進のウェブサイト (<http://www.jst.go.jp/diversity/>) をご覧ください。

Q&A

府省開発共通研究管理システム（e-Rad）の運用、所属研究機関・研究者の登録及び e-Rad の操作等に関しては、以下のウェブサイトを参照ください。

<http://www.e-rad.go.jp/>

1. プログラムの目的・趣旨に関する Q&A

Q これまでに採択された課題について教えてください。

A 平成 20 年度は 12 課題、平成 21 年度は 20 課題、平成 22 年度は 17 課題、平成 23 年度は 10 課題、平成 24 年度は 8 課題、平成 25 年度は 10 課題、平成 26 年度は 10 課題、平成 27 年度は 14 課題、平成 28 年度は 14 課題の合計 115 課題の国際共同研究を採択しています（AMED に移管した感染症分野含む）。採択課題の概要等については、事業紹介パンフレットや下記のウェブサイトに掲載していますので、参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/kadai/index.html>

Q 平成 29 年度の公募要領の主な変更点を教えてください。

A 平成 29 年度の公募要領の主な変更のポイントは下記のウェブサイトに別紙として掲載していますので、そちらを参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

Q 「開発途上国のニーズ」は、どのように把握したらよいでしょうか。

A 本プログラムでは開発途上国のニーズに則した研究提案になっているか否かが課題選考における重要な視点となっています。したがって、事前の研究交流等を通じて十分に相手国のニーズを把握した提案が望まれます。なお、「国別開発協力方針（旧国別援助方針）」（外務省が現地の政治・経済・社会情勢、開発計画、開発上の課題等を総合的に勘案して策定する ODA の方針）が策定されている国については外務省ウェブサイトで公開していますのでご参照ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html

また、一部の国においては、下記のウェブサイトで、JICA が現地の状況を踏まえてニーズがあると考えられる研究テーマのリストを紹介しています。

<http://www.jst.go.jp/global/pdf/researchneeds.pdf>

なお、社会実装を目指す国際共同研究の実施のためには、相手国においても相手国の行政機関等を含めた組織的な取組が求められ、その体制が十分に整っているかどうかも選考の際に考慮されます。プロジェクトの形成に当たっては、相手国にある日本大使館及び JICA 在外事務所にも事前に情報共有いただくことをお勧めします。

Q ODA と連携することになっていますが、研究代表者は長期在外研究員として相手国に常駐しなければならないのでしょうか。

A 必ずしも研究代表者が相手国に常駐する必要はありませんが、研究代表者が相手国に赴き、現場管理をすることを重要視しています。技術協力プロジェクトでは、「短期シャトル型の専門家」という形態も含め柔軟に対応しています。しかしながら、現地での活動を円滑にし、より多くの効果発現を行うためには、現地常駐またはそれに近い形で日本側研究者が派遣されることが望ましいことは言うまでもありません。共同研究を通して相手国の自立的な研究開発能力の向上に寄与することが日本側研究者には求められていること、及び研究代表者が総括責任者として当該国際共同研究における在外研究員派遣の責任者であることに留意のうえ、研究員派遣計画を検討ください。

Q 研究代表者以外の日本側研究参加者について、相手国への常駐が必要でしょうか。

A 必ずしも日本側研究者が常駐しなければならないというわけではありませんが、適切な対応策を求めます。開発途上国である相手国との共同研究を円滑に推進するため、また、その共同研究を通じて相手国のキャパシティ・ディベロップメントを図るということも事業の趣旨であるため、常駐ではなくとも、例えば現地勤務3ヶ月日本勤務1ヶ月を繰り返すなど現地における研究に重きを置いた継続的な派遣を行うことなどの対応が必要です。選考に当たっては、提案内容における日本側実施体制も踏まえて総合的に評価します。

Q （相手国でない）第三国に所在する研究機関に所属する研究者の参加は可能ですか？

A 第三国に所在する研究機関に所属する研究者が共同研究に参加することは原則できません。ただし、ワークショップ等に招聘することは可能です。また共同研究参加機関（研究代表機関を含む）での身分（客員研究員等）を有し、その所属機関の管轄下で研究に参加することは可能です。

Q 本プログラムへの、一機関当たりの応募数制限はありますか。

A 機関ごとの応募件数の制限はありません。ただし、一機関から2件以上応募いただく場合でも、原則、1件の研究提案書類ごとに研究代表者所属機関の長（学長、理事長等）からの承諾書が必要です。

2. 主に JST が担当する業務に対する Q&A（主に日本国内における選考～研究実施に関する Q&A）

(1) 応募の要件等について

Q 応募可能な企業の要件について教えてください。

A 日本国内に法人格を有する企業等である必要があります。

Q 企業等は研究代表機関になれますか。

A 可能です。ただし、以下にご留意ください。

- ・公共性のある活動を行っている企業は研究代表機関になることができます。また、公共性のある活動を行っていない企業は、大学等との共同提案であれば、研究代表機関になることができます。

Q 企業等が参画する際の、留意点を教えてください。

A 以下にご留意ください。

- ・JST は、企業等との委託研究契約に先立ち、委託の可否及び委託方法に係る審査を行います。この審査の結果によっては、JST が特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく不安定な場合等は、委託が不可能と判断され、当該研究機関では研究が実施できない場合があります、その際には研究体制の見直し等をしていただくことがあります。
- ・本プログラムは相手国との共同研究が前提であり、研究の実施に加え、研究成果の公表や知的財産権の共有、相手国からのサンプルや情報の持ち出し等において企業等所属者であっても相手国側で支障がないことをあらかじめ確認願います。
- ・研究担当者（研究代表者・主たる共同研究者）に対する給与等は、直接経費から支出はできません。
- ・研究参加者（当該研究題目に参加するメンバー）に対する給与等は、一定の条件の下で支出する事が可能です。
- ・ODA 経費による物品調達の際、原則として、銘柄を指定しない仕様書に基づく競争原理を導入した調達（入札又は相見積もり）を行ってください。

上記についての詳細は下記ウェブサイト「委託研究契約事務処理説明書（企業等向け）」をご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

Q ポスドクは研究代表者として申請できますか。

A ポスドクは、研究代表者、あるいは主たる共同研究者として申請することはできません。

Q ポスドク及び大学院等在籍の学生は研究プロジェクトに参加できますか。

A ポスドク及び大学院生については、研究プロジェクトを進めるに当たり一定の役割を担っていること、かつ研究計画書に研究参加者として登録することにより、プロジェクトの一員として参加することができます。学部生についても、日本における優れた研究者育成の一環として同様の条件の下に研究に参加することができます。なお、大学院生及び学部生は在外研究員として ODA 経費で派遣することはできませんが、所定の条件（所属機関

と雇用契約を締結していること、在外研究員が同行することなど)を満たす場合は、学生の RA 雇用経費や旅費を JST 委託研究費で支出することができます。詳細については、委託研究契約事務処理説明書等を参照ください。

Q 日本国籍を持たない研究者は研究代表者として申請できますか。

A 国内の研究機関に所属していれば、外国籍研究者も研究代表者として応募することは可能です。

Q 日本国籍を持たない研究者を在外研究員として申請できますか。

A 本プログラムでは、日本による技術協力の実施意義や先方政府との関係等から、日本国籍を有する研究者の派遣を原則とします。ただし、その研究に必須の技能を持つ人材が他になく、研究事業遂行のため余人をもって代えがたい時で、かつ、当該人が外国籍を持つ場合、相手国政府が在外研究員として認める場合のみ ODA 経費での派遣可能となります(在外研究員として派遣できない場合でも、JST の委託研究費による出張は原則可能ですが、免税・訴追免除等、相手国との協定等により付与されるべき特権・免除事項が適用されません)。

Q 所属のない研究者の参加は可能ですか？

A 所属のない研究者を共同研究に参加させることは原則できません。研究参加機関(研究代表機関を含む)が身分(客員研究員等)を付与し、その所属機関が保障と責任を持ち研究に参加させることは可能です。

Q 相手国研究機関で研究を実施することを前提に、海外在住の日本人研究者が、研究代表者として申請できますか。

A 日本に研究拠点を持つ研究代表者とその所属機関、相手国に研究拠点を持つ相手国の研究代表者とその所属機関との間の共同研究を想定しているため、原則として、認めておりません。

Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも、研究代表者として申請できますか。

A 研究期間中、日本国内の研究機関において自らが研究実施体制をとれるのであれば可能性はあります。当該非常勤職員を研究代表者として当該研究機関と契約及び取極めを締結できるかは、当該研究機関と当該非常勤職員との契約内容によります。

Q 研究実施中に研究代表者の移籍等が発生した場合も研究を継続できますか。

A 本プログラムでは、研究期間を通じて、採択時の研究代表機関の責任の下で、研究代表者を中心とした研究体制が確保されることを原則としています。やむを得ず研究代表者が移籍する場合は、採択時の研究代表機関内での研究代表者の交代について検討する必要があります。ただし、移籍先において、相手国側との関係も含め当該研究が支障な

く継続でき、かつ JST との委託研究契約、JICA との取極め、及び相手国研究機関との合意文書（CRA 等）を移籍先機関が交わすことができるという条件で研究の継続ができる場合もあります。まずは、研究代表者の移籍等の可能性が生じた段階で、JST 及び JICA までご相談ください。

Q 様式 1～10 は日本語で作成するのでしょうか。

A 様式 1～10 は、原則として日本語で作成するものとしますが、難しい場合は英語で作成しても構いません。英語の応募様式は、SATREPS の英文サイトに掲載してあります。

<http://www.jst.go.jp/global/english/koubo.html>

なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）には日本語で入力しなければならない箇所がありますので、そちらは周りの方の協力を得て日本語で入力してください。

また、面接選考も同様に、原則として日本語で行うものとしますが、難しい場合は英語で行っても構いません。

(2) JST からの委託研究費について

Q JST 委託研究費の使途について制限はありますか。

A 委託研究費については、下記ウェブサイト「委託研究契約事務処理説明書」に掲載していますので、使途を計画する際にご確認ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

(3) 研究実施体制について

Q 研究提案書類に記載した研究実施体制を、面接時あるいは採択後に変更することはできますか。

A 研究提案書類に記載された内容で選考を行いますので、不必要な変更が生じるのではないよう、研究提案時に慎重に検討ください。なお、研究主幹（RS）の承認のもとでの調整等、もしくは国際共同研究開始に先立って JICA が相手国研究機関と R/D を締結する過程で、変更をお願いすることはあります。

(4) 研究契約について

Q 日本国内の「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」^(注)の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。

A 本プログラムでは、研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JST は、研究代表者及び主たる共同研究者が所属する研究機関のそれぞれと個別に研究契約を締結します。※JICA では、研究代表機関とのみ契約関係が発生し、共同研究機関とは契約等を締結しません。

3. JICA (ODA)に関する Q&A (主に相手国内における研究実施に関する Q&A)

(1) 国際共同研究対象国について

Q 相手国の複数の研究機関との共同研究を実施することは可能ですか。

A 相手国 1 カ国の中で複数の研究機関との共同研究を実施することは可能です。その場合においては、ODA 要請書に複数の研究機関名が全て記載されていること、相手国内で共同研究において主体となる研究機関が特定されることが必要です。

(2) 相手国での ODA 申請について

Q JST への提案書類提出に合わせて、相手国の共同研究機関の働きかけによって、相手国の ODA 担当官庁が、ODA の技術協力プロジェクト実施を申請（協力要請の提出）する必要があるのでしょうか。

A JST への研究課題の提案書類提出に合わせて、相手国側による ODA 要請書の提出が必須です。所定の期限までに研究提案書と ODA 要請書の双方が提出されたプロジェクトのみ審査の対象となります。どちらか一方が所定の期限までに提出されていないプロジェクトはその時点で不採択となりますのでご注意ください。

Q JST への提案書類申請時までに、相手国での技術協力プロジェクト実施の要請内容（要請書）を確定させておく必要がありますか。

A 相手国と要請内容について調整いただいた上で、相手国から要請書を提出いただくことが必要です。特に、提案様式にも記載があるとおり、「研究課題名（英文）」、「研究の目的」、「研究の成果達成目標」、「研究内容及び研究計画」、「実施研究体制」、「機材・人員等のおおよその投入規模・内容」、「研究期間」等については、日本と相手国側でコンセンサスがあることが必要です。なお、条件付採択が決定した後、JICA では、相手国機関と R/D を署名するために詳細計画策定調査を行います。その結果を反映して、提案の研究計画を修正いただく可能性もあることを了承ください。「研究課題名（英文）」については、ODA 技術協力プロジェクト要請書のプロジェクト名と同じであることが求められます。相手国研究機関と十分調整してください。

Q ODA 要請書の様式は、どこかで入手できますか。

A 以下の JICA ウェブサイトにおいて要請書（雛形）を掲載していますが、各国の ODA 担当省庁が定めている場合がありますので、詳細については、相手国研究機関から所管省庁又は ODA 担当省庁に照会してください。

<http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/faq/answer.html>

Q JICA から開発途上国各国に本プログラムについて、その趣旨・仕組みを含めて周知されているのでしょうか。相手国での手続き等に関する対応を応募者が行う必要があるのでしょうか。

A 対象となる開発途上国各国の ODA 担当省庁には外務省/JICA から周知しています。しかしながら、日本側の応募者のカウンターパートとなる相手国研究者まで周知が行き届いているかどうかは各国の国内事情にもよりますので、応募者におかれては、その点理解のうえ相手国研究者（及びその所属機関）との事前調整を十分に行ってください。

(3) 対象となる相手国研究機関、相手国研究者及びそれらとの関係について

Q 海外企業・海外 NGO 等の参画は認められますか。

A この事業は相手国からの正式要請と二国間の国際約束に基づく技術協力事業として実施しており、政府出資のない純粋な民間企業・NGO は協力対象外となります。ただし、相手国側の研究機関が政府機関で相手国内における連携パートナーとして民間企業や NGO が研究に参加することは妨げるものではありません。

Q 国際機関の参画は認められますか。

A 開発途上国にある地域国際機関であれば、参画を排除はしませんが、その場合には、「ODA 要請書の提出プロセス」にかかる Q&A で説明のとおり、当該国際機関を受け入れ特権免除を付与している相手国の所管省庁及び ODA 担当省庁を通じて ODA 要請書が日本大使館に正規のルートで提出され、本プログラムの専門家、機材等にも免税等の特権・免除が担保されること、加えて、共同研究の実施に必要となる人員及び経費を自ら確保することが前提条件となります。知的財産権の取扱いについても留意ください。

Q 日本の研究代表者が所属する研究機関自体が、既に相手国政府や研究機関と協定等を締結している場合、この事業実施のために、JICA が相手国側と協定の類を改めて締結する必要があるのでしょうか。

A 必要です。本プログラムは ODA との連携事業であり、二国間の国際約束に基づく JICA の技術協力プロジェクトとして実施されます。従って国際約束に基づき、JICA は相手国側と R/D 等の文書を締結する必要があります。

(4) ODA 事業経費等について

Q 研究代表者所属機関と JICA との間で締結される取極め及び事業契約書の署名者はどの程度の職位の者を想定すればよいですか。

A 取極めのうち、本体（一つの研究代表者所属機関につき初回のみ締結）については、研究代表者所属機関はトップレベル（大学なら学長）、JICA は理事長を想定しています。取極めの附属書（各プロジェクトにつき締結）については、研究代表者所属機関は研究部局の長（学部長等）、JICA はプロジェクト担当部長を想定しています。事業契約書は、研究代表者所属機関は契約権限のある役職者、JICA は契約担当理事を想定しています。

Q 治験等及び医療行為を含む共同研究は対象となっていないということですが、もう少し詳しく教えてください。

A 以下の JICA 方針を確認ください。

(a) 治験/臨床試験/臨床研究の扱い

医薬品・医療機器の開発・製造・販売等を目的とする治験（Clinical Trial）及び人体に侵襲を加える、あるいはプライバシーを侵害する臨床試験/臨床研究は、JICA 事業として実施しません。なお、これらの実施者（医療従事者等）に対する研修・指導・助言等は JICA 事業に含めることができます。

(b) 医療行為^{*}の扱い

医療行為は、JICA 事業として実施しません。（在外研究員は医療行為を実施する目的では派遣されていないこと、相手国の医師免許を有さないこと、医療行為の結果に対する責任を JICA が負うことは適当でないのがその理由です。）

^{*}医療行為の範囲は国の状況により異なります。医療行為であっても、採血、検便、検温、血圧測定等、大きな危険を伴わないものについては、安全性や責務等に関する条件について JICA より事前に了承を得たものについては可とします。ご不明な点がございましたら JICA にお問い合わせください。

(c) 研究事業実施に関する安全策及び倫理的配慮

研究事業は、日本国及び相手国の倫理指針等を遵守し、相手国側の倫理委員会にて審査を経た上で、事業に直接あるいは間接的に関わる全関係者及び環境に対する安全が確保されたのちに実施する方針となります。

別添1 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国

No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	No.	地域	国名等
1	アジア	インド	41	アフリカ	アルジェリア民主人民共和国	92	中 南 米	アルゼンチン共和国
2		インドネシア共和国	42		アンゴラ共和国	93		アンティグア・バーブーダ
3		カンボジア王国	43		ウガンダ共和国	94		ウルグアイ東方共和国
4		スリランカ民主主義共和国	44		エジプト・アラブ共和国	95		エクアドル共和国
5		タイ王国	45		エチオピア連邦民主共和国	96		エルサルバドル共和国
6		ネパール連邦民主共和国	46		エリトリア国	97		ガイアナ共和国
7		パキスタン・イスラム共和国	47		ガーナ共和国	98		キューバ共和国
8		バングラデシュ人民共和国	48		カーボベルデ共和国	99		グアテマラ共和国
9		東ティモール民主共和国	49		ガボン共和国	100		グレナダ
10		フィリピン共和国	50		カメルーン共和国	101		コスタリカ共和国
11		ブータン王国	51		ガンビア共和国	102		コロンビア共和国
12		ベトナム社会主義共和国	52		ギニア共和国	103		ジャマイカ
13		マレーシア	53		ギニアビサウ共和国	104		スリナム共和国
14		ミャンマー連邦共和国	54		ケニア共和国	105		セントビンセント及びグレナディーン諸島
15		モルディブ共和国	55		コートジボワール共和国	106		セントルシア
16		モンゴル国	56		コモロ連合	107		チリ共和国
17		ラオス人民民主共和国	57		コンゴ共和国	108		ドミニカ国
18	中東	アフガニスタン・イスラム共和国	58	コンゴ民主共和国	109	ドミニカ共和国		
19		イラク共和国	59	サントメ・プリンシペ民主共和国	110	ニカラグア共和国		
20		イラン・イスラム共和国	60	ザンビア共和国	111	ハイチ共和国		
21		トルコ共和国	61	シエラレオネ共和国	112	パナマ共和国		
22		パレスチナ自治政府	62	ジブチ共和国	113	パラグアイ共和国		
23		ヨルダン・ハシメット王国	63	ジンバブエ共和国	114	ブラジル連邦共和国		
24		レバノン共和国	64	スーダン共和国	115	ベネズエラ・ボリバル共和国		
25	欧州	アゼルバイジャン共和国	65	スワジランド王国	116	ペリズ		
26		アルバニア共和国	66	セーシェル共和国	117	ベルー共和国		
27		アルメニア共和国	67	赤道ギニア共和国	118	ボリビア多民族国		
28		ウクライナ	68	セネガル共和国	119	ホンジュラス共和国		
29		ウズベキスタン共和国	69	タンザニア連合共和国	120	メキシコ合衆国		
30		カザフスタン共和国	70	チャド共和国	121	キリバス共和国		
31		キルギス共和国	71	チュニジア共和国	122	クック諸島		
32		コソボ共和国	72	トーゴ共和国	123	サモア独立国		
33		ジョージア	73	ナイジェリア連邦共和国	124	ソロモン諸島		
34		セルビア共和国	74	ナミビア共和国	125	ツバル		
35		タジキスタン共和国	75	ニジェール共和国	126	トンガ王国		
36		トルクメニスタン	76	ブルキナファソ	127	ナウル共和国		
37		ボスニア・ヘルツェゴビナ	77	ブルンジ共和国	128	ニウエ		
38		マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	78	ベナン共和国	129	バヌアツ共和国		
39		モルドバ共和国	79	ボツワナ共和国	130	バプアニューギニア独立国		
40		モンテネグロ	80	マダガスカル共和国	131	パラオ共和国		
		81	マラウイ共和国	132	フィジー共和国			
		82	マリ共和国	133	マーシャル諸島共和国			
		83	南アフカ共和国	134	ミクロネシア連邦			
		84	南スーダン共和国					
		85	モザンビーク共和国					
		86	モーリシャス共和国					
		87	モーリタニア・イスラム共和国					
		88	モロッコ王国					
		89	リベリア共和国					
		90	ルワンダ共和国					
		91	レソト王国					

注：①情勢により対象国は変更されることがあります。

②活動地域における治安状況や情勢によって、渡航及び研究実施が制限されることが見込まれる提案については、選考で考慮されることがあります。

③JICA拠点が存在しない国を対象とする場合、JICAから十分な支援が得られないことがあります。

別添 2 研究提案書類様式の記入要領

研究提案書類全体のページ数の制限は設けませんが、印刷したときに読みやすい字の大きさ（Windows で 10.5 ポイント相当）で、簡潔、かつ必要十分な記述となるよう心がけてください。

各ページの下部には、通しのページ番号を付けるようにしてください。

様式にある注釈、説明書き及び記載例は、実際に提出される提案書の中には必要ありませんので、作成の際に削除してください。

※様式 2 内の成果目標シートについての作成要領は下記ウェブサイトからご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

- ・様式1の情報は採択後に一般に公開される予定です。A4用紙2～3枚程度で記載ください。
- ・(a)～(j)の項目はe-Radへ直接入力いただく必要がある項目です。詳細は、別添3の(9)e-Radへの入力項目について(109ページ)を参照ください。
- ・日本国内並びに相手国研究機関が複数参画する場合は、全ての機関名及び各機関の役割を次頁の実施体制概念図に明確に示してください。

研究分野・領域（環境、低炭素エネルギー、防災、生物資源）

※提案課題の該当する分野・領域に1つ○を付けてください

その他関係する領域がある際には以下にチェックを付けてください（複数回答可）

環境、低炭素エネルギー、防災、生物資源

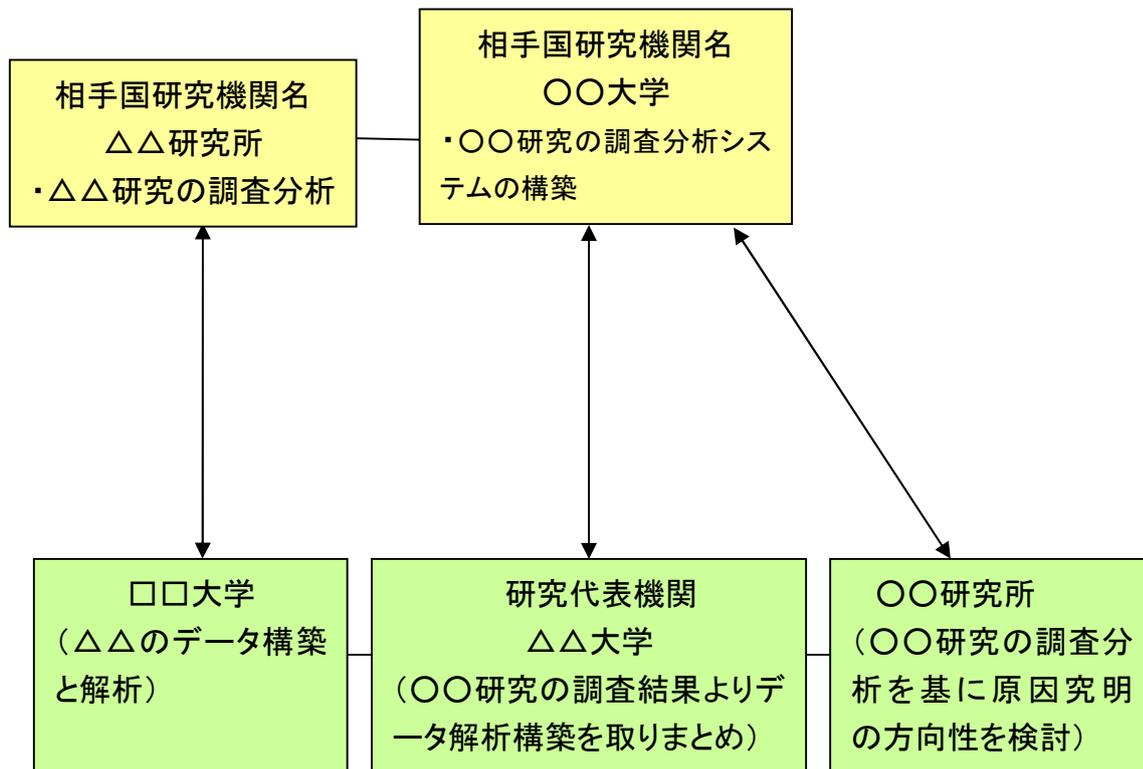
(a) 提案課題名（日本語）	提案課題名にサブタイトルはつけないでください。
（英語）	英語での課題名は相手国研究機関と十分調整いただき、 相手国からのODA技術協力のプロジェクト名と同じ課題名 を記載ください。
(b) 研究期間	年間 相手国研究機関と調整した共同研究期間を記載ください。この期間には、R/D署名までの期間（半年程度）は含まれません。
(c) 研究費総額 （日本側：JST委託研究費）	百の位で四捨五入して千円単位で記載ください。 総額 千円（間接経費込）
（ODA事業経費）	総額 千円（間接経費なし）
(d) 研究代表者名及び役職	研究代表者名と役職を記載ください。
(e) 研究代表者所属名	研究代表者の所属機関名、専攻/研究室まで記載ください。
(f) 国内参画機関名	参画する研究者全ての所属機関名、専攻/研究室を記載ください。
(g) 相手国名	国名を日本語又は英語で記載ください。 （相手国が複数の場合、実際にR/D締結することとなる全ての国を記載ください。）
(h) 相手国研究機関名	相手機関名を日本語・英語併記で記載ください。日本語の対訳がない場合は、英語名のみで構いません（英語限定）。相手国研究機関が複数の場合は、代表機関、協力機関の順に記載ください。
(i) 研究課題の目的	(250字以内) ※英語で記載をする場合は、日本語の対訳を併記ください。
(j) 研究課題の概要	(250字以内) ※英語で記載をする場合は、日本語の対訳を併記ください。

（次ページへ続く）

(前ページより続く)

実施体制概念図

日本側研究機関と相手国機関の役割分担と連携体制が明確に示されるよう留意いただき、研究課題の実施体制を図表等で記入ください。



1. 研究の背景

- ・必要に応じて図や表も用いてください。なお、評価はモノクロ印刷で行いますので、モノクロ印刷でも識別できる図や表をお願いします。
- ・様式2はA4用紙12ページを上限とします。なお、公平性の観点から、12ページを超えるものは、要件不備として評価の対象といたしません。また、12ページに収めるために図表や文字のサイズを小さくしたり、2ページ分を1ページに縮小(2in1)したりすることも認められません。
- ・ODA事業としての「妥当性(必要性)」「有効性」「効率性」「インパクト」「持続性」の観点も含めて記載してください。(21ページ(2)留意事項 ODAの視点に関する記載部分参照)

(1) 地球規模の課題解決に資する研究課題の背景

本研究構想が対象としている国際的な課題(未解決の科学技術上の問題、それに起因する経済社会上の不利益、国際的な動向等)を具体的に記載ください。また、本研究構想が、その課題の解決へ貢献するためにどのような役割を果たすか、以下の観点も含め、具体的に記載ください。

- ・地球規模課題解決に資する重要性
- ・科学技術・学術上の独創性・新規性

(2) 相手国のニーズ

本研究構想が、相手国のどのようなニーズに対して貢献することが可能か、相手国の社会・経済や科学技術の背景、相手国研究機関の体制、能力等を踏まえた現状と問題点、支援の必要性・有効性等も含めて具体的に記載ください。なお、外務省が公開している「国別開発協力方針(旧国別援助方針)」や「事業展開計画」が作成されている国*については、本研究構想とこれらとの関連について、相手国側の開発戦略との整合性に留意して記載ください。また、相手国以外での貢献も期待される場合は、その内容を具体的に記載ください。

*外務省が公開している下記ウェブサイト等を参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/index.html>

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html

2. 研究の目的

本研究構想の目的を具体的に記載ください。

- ・研究期間終了から5～10年後に実現することが期待される科学技術の発展、新産業創出、社会貢献等を含めた本研究構想の社会実装の構想について、以下の観点も可能な限り含め記載ください。
- ・「第5期科学技術基本計画」等、我が国の主な科学技術政策の実現に関する貢献度等

※産学官連携による研究提案を行なう場合、企業等からも研究成果をどのように社会実装につなげるか、具体的な構想を様式9に記載の上、他の様式と合わせてご提出ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

3. 研究の成果目標

提案課題について『成果目標シート』を作成ください。

成果目標シートについての作成要領（各項目についての説明と雛形）は下記のウェブサイトよりダウンロードしてください。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

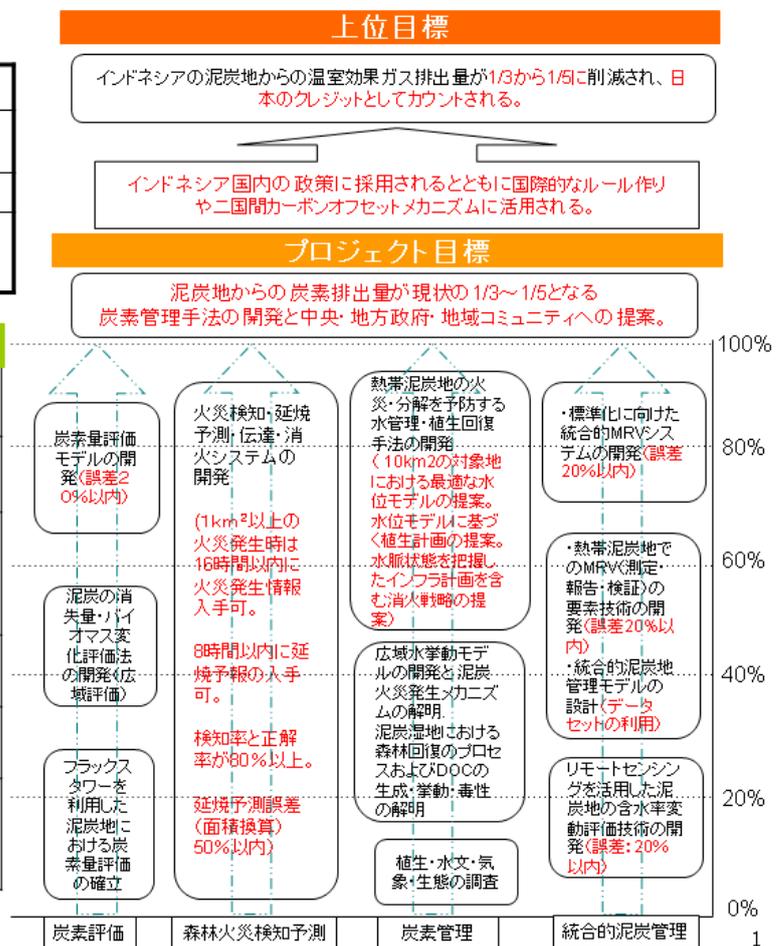
雛形に記入後、以下の例のように様式2の一部として（PDF等のフォーマットを用いて）、貼付ください。

JST上位目標とプロジェクト目標、及び付随的成果の評価項目 記載例)

成果目標シート(作成例)

研究課題名	インドネシアの泥炭・森林における火災と炭素管理
研究代表者名 (所属機関)	■■■ (■■■■■■ ■■■)
研究期間	H29採択(平成29年10月1日～平成35年3月31日)
相手国名/主要相手国研究機関	インドネシア共和国/インドネシア国家標準局、ジャラカラヤ大学、航空宇宙研究所、生物科学院、森林開発研究所

付随的成果	
日本政府、社会、産業への貢献	・地球規模の気候変動枠組みへの活用 ・日本企業による成果の事業化
科学技術の発展	・インドネシア熱帯林の保全(生態系・生物多様性の保全) ・今後の後継機(Hyper)へのフィードバック
知財の獲得、国際標準化の推進、生物資源へのアクセス等	・衛星を利用した火災検知システム ・炭素量評価用機器 ・止水堰の開発、森林修復方法 ・泥炭分解微生物、強酸性環境下で生育可能な植物等のサンプル
世界で活躍できる日本人人材の育成	・国際的に活躍可能な日本側の若手研究者の育成(国際会議への指導力、レビュー付雑誌への論文掲載など)
技術及び人的ネットワークの構築	該当なし
成果物(提言書、論文、プログラム、マニュアル、データなど)	・衛星を利用した火災検知システム ・熱帯泥炭地における炭素収支、炭素動態の解明 ・水挙動メカニズムの解明



本文では、本研究で達成しようとしている成果目標（知見、技術、材料、システム、提言など）をその内容やレベルが明確になるよう具体的、定量的な仕様（機能、制度、経済性など）を付けて記載してください。項目は「成果目標シート」と整合性をとり、必要に応じ説明文を記載してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

4. 研究計画とその進め方(技術協力プロジェクトの活動計画)

(1) 全体の研究内容及び研究計画 (以下の表を活用して作成ください)

「3. 研究の成果目標」を達成するための研究題目とマイルストーン (研究期間途上での研究の達成度の判断基準と時期)を含めた、タイムスケジュールの大枠を示してください。なお、社会実装やキャパシティ・ディベロップメント (我が国及び相手国研究機関の組織、個人の能力開発、外部連携構築等)に関する計画 (目標、活動)も含めてください。

・「2. 研究の目的」を達成するに当たって現時点で予想される問題点とその解決策案も記載ください。

研究題目・活動	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1. 研究題目1【成果1】 1-1 研究活動1-1【活動1-1】 1-2 研究活動1-2【活動1-2】			〇〇の実現 ▼		〇〇の達成 ▼
2. 研究題目2【成果2】 2-1 研究活動2-1【活動2-1】 2-2 研究活動2-2【活動2-2】				〇〇の実現 ▼	〇〇の開発 ▼
3. 研究題目3【成果3】 3-1 研究活動3-1【活動3-1】 3-2 研究活動3-2【活動3-2】 3-3 研究活動3-3【活動3-3】		〇〇の方策の提示		〇〇の確立 ▼	〇〇の達成 ▼

(2) 研究題目ごとの相手国研究機関との共同・分担等について

研究題目・活動	共同で実施する予定の研究内容	日本側研究機関の役割(リーダー氏名)	相手国側研究機関の役割(リーダー氏名)	日本側研究者の渡航計画※1	相手国からの研究員招へい計画※2	相手国に供与する機材※3
1. 研究題目 1		〇〇の研究(科学太郎)	××の調査(AA bb)			
1-1 研究活動 1-1						
1-2 研究活動 1-2						
2. 研究題目 2						
2-1 研究活動 2-1						
2-2 研究活動 2-2						
3. 研究題目 3						
3-1 研究活動 3-1						
3-2 研究活動 3-2						
3-3 研究活動 3-3						

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

※1・研究計画に必要な日本側研究者の滞在日数や渡航回数を記載ください。

・この事業を遂行するために総括として必要な研究代表者の渡航計画を記載ください。

(1年目：〇〇日×〇回、2年目：〇〇日×〇回、・・・のように記載ください。)

・研究代表者をフォローできる相手国に常駐又はそれに近い形で滞在する研究者も記載。

(氏名/所属/役職/年齢/専門分野、滞在予定〇〇日/年 のように記載ください。

複数名の記載可。該当者がいない場合は、“該当なし”と記載ください)。

※2・相手国からの招へい計画(滞在期間や人数等)を可能な範囲で記載ください。

・国費留学生制度やJICA長期研修制度等による長期的な招へいの計画も、記載ください。

※3・主な仕様(汎用品・特別注文品か否かの別)、概算金額、調達地(現地調達/本邦購入の別)について記載ください。なお、供与する機材の維持管理(消耗品、スペアパーツ、点検調整、修理等)、運用ランニングコスト(電気・ガス・水道、原料、運転人件費等)は原則として相手国負担としています。

(3) 社会実装に向けた活動計画

(3-a) 研究成果を社会実装につなげるために必要な条件

・社会実装の方法、社会実装までのスケジュール、社会実装に当たっての課題等を含めて具体的に記載ください。

(3-b) 社会実装に向け、上記条件に対して研究期間に出来る活動及び相手国研究機関に必要となってくる役割、それらについての活動計画

(4) 相手国のキャパシティ・ディベロップメントの計画

・相手国研究機関の研究推進体制及び行政機関や民間セクターとの連携体制の構築、研究者の人材育成・能力開発等組織、個人、外部連携の各レベルにおけるキャパシティ・ディベロップメントの方針や計画について記載ください。

5. 研究基盤及び準備状況

(1) これまでの研究基盤

(1-a) これまでの研究の経緯と成果

・本研究構想を推進するために基盤となる、これまでの国内外の研究成果や研究提案者自身(及び必要に応じて研究参加者)のこれまでの研究の経緯と成果等を記載ください。

(1-b) 論文・著書リスト(著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年)

・本研究実施体制に含まれる研究者が近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち、今回の提案に関連し重要と思われるものを中心に選んで、現在から順に発表年次を過去に遡ってプロジェクト全体で最大10件まで記入してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(1-c) 関連特許リスト (出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日)

- ・近年に研究参加者が出願した特許のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、プロジェクト全体で最大 10 件まで記入してください。

(2) 相手国研究機関との準備状況

- ・相手国研究機関のインフラ整備状況や相手国研究機関の選定理由等相手国研究機関の研究基盤及び相手国行政機関等との連携状況や国際共同研究に向けた準備状況を記載ください。既に相手国研究機関と協定を締結している場合には、協定の内容及び交流状況等を記載ください。

(3) 倫理的配慮

- ・本研究が実施される国 (相手国あるいは日本国) の倫理基準への適合性審査の要否と審査状況を記載ください。

(4) 生物資源・知的財産等の取扱いについての検討状況

- ・研究成果の帰属、研究成果の実施、研究用試料の持ち込み、持ち出し等についての相手国研究機関との打ち合わせ状況を記載ください。

日本側から研究チームに参加予定の研究者の氏名、研究者番号、所属、役職、エフォート、担当する研究の概要について記述してください。

氏名 (研究者 番号 ^{*1})	所属機関名 (国名)	現在の 役職等	年齢 ※2017年 4月1日現 在の年齢	エフォート (研究充当率 ^{*2})%	担当する研究 題目	SATREPS プロジェクト参 加経験状況 (ある場 合は該当する研究課 題名を明記)
〇〇 〇〇〇 (XXXXXX XX)	△△大学 △△△学部 △△△学科	教授		〇〇%	研究全体の総 括及び□□の ××	
〇〇 〇〇〇 (XXXXXX XX)	□□大学	准教授		〇〇%	△△	
〇〇 〇〇〇 (XXXXXX XX)	〇〇研究所	主任研究員		〇〇%	☆☆	
研究員 A (XXXXXX XX ^{*3})	△△大学 △△△学部 △△△学科	ポスドク	^{*3}	〇〇%	□□の××	

※ 日本側の参加者の要件は、(1) 国内の研究機関に所属していること、及び(2) 相手国機関のメンバーリストには入っていないことです。

^{*1} 研究者番号は、e-Rad 上に登録している研究者番号を記入ください。なお、JST との委託研究契約を予定している主たる共同研究者は、委託研究契約までに研究者番号を取得してください。

^{*2} 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に従い記入してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

^{*3} 応募段階で確定していない研究者について、研究者 A 等で記載することが可能です。その場合、その方について研究者番号、所属機関また現在の役職等に関しては空欄としていただいても結構ですが、その他(年齢、エフォート、担当する研究の概要)についてはそのポストに想定される条件として記載してください。

日本側研究代表者について下記内容につき、記載ください。

研究代表者

氏名	
所属機関名	
部署 役職	
学歴 (大学卒業以降)	<p>(記入例)</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授)</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授)</p>
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	<p>(記入例)</p> <p>平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇〇〇について研究</p> <p>平成〇〇年～現在 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事</p>
現職位における定年 年齢 (予定)	才

- ・共同研究の相手国、相手国研究機関、研究実施場所、相手側研究代表者氏名及び役職、相手側研究代表者の略歴、研究内容と共同研究での役割等について可能な範囲で記述してください。
- ・相手国研究機関が協力申請を検討している内容も含めて相手国研究機関との協力関係等についても可能な範囲で簡潔に記載ください。
- ・各相手国研究機関についての概要はA4用紙1枚程度を目安としますが、必要十分な記述が重要ですので、分量は定めません。
- ・相手国1カ国の中で複数の研究機関との共同研究を実施する場合は、相手国内で共同研究主体となる研究機関が特定されることが必要であることから、主体となる研究機関を『代表機関』とそれ以外を『協力機関』としてそれぞれの相手国の研究機関ごとに情報を記載ください。原則、相手国研究機関につき1名の研究者の情報を記載ください。
- ・複数国との共同研究を実施する場合は、それぞれの国の代表機関（『協力機関』）の情報を記載ください。
- ・各相手国研究機関組織図等がありましたら、本文中に添付ください。

1. 相手国の研究代表機関の研究代表者（相手国の数に応じて記載）

氏名	※アルファベットで必ず記載ください。		国籍	
所属機関名	(日本語) ※日本語名がある場合のみ記載ください。			
	(英語) ※英語名は必ず記載ください。			
	国名		役職	
職歴等	最終学歴	年 大学 学部卒業 西暦で記載ください。		
	学位	年 PhD (〇〇学) 取得 (〇〇大学) 西暦で記載ください。		
	主な職歴と研究内容等	(記述例) 西暦で記載ください。 19〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇〇について研究 20〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事		
【参考】 機関内のその他の研究参加者	・氏名、役職、役割を記載してください（複数可）。			
【参考】 相手国研究機関からの協力要請	・相手国研究機関より提出される ODA 協力の要請の内容について、可能な範囲で記載ください。 <u>複数の国との共同研究を実施する場合は、それぞれの相手国の研究機関より提出される ODA 協力の要請の内容について、可能な範囲で記載ください。</u>			

2. 相手国の協力機関の主たる研究者（協力機関の数に応じて記載）

氏名	※アルファベットで必ず記載ください。	国籍	
所属機関名	(日本語) ※日本語名がある場合のみ記載ください。		
	(英語) ※英語名は必ず記載ください。		
	国名		役職
職歴等	最終学歴	年 大学 学部卒業 西暦で記載ください。	
	学位	年 PhD (〇〇学) 取得 (〇〇大学) 西暦で記載ください。	
	主な職歴と研究内容等	(記述例) 西暦で記載ください。 19〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇〇について研究 20〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事	
共同研究における役割	・共同研究の役割を具体的に記述してください。		
【参考】 機関内のその他の研究参加者	・氏名、役職、役割を記載してください（複数可）。		

- ・費目別の JST からの委託研究費計画を記入してください。
- ・研究期間については公募要領 26 ページに記載のように、いつ R/D が署名されるかにより、研究開始時期が変動します。したがって下表は年度にこだわらずに記載してください。
- ・JST 委託研究費で執行可能な用途については、27～30 ページを参照してください。
- ・日本側で研究グループを形成する場合は、研究グループ別の研究費計画を記入してください。
- ・採択された場合、記載された研究費計画で研究を行うこととは限りません。あくまでも応募時の計画であり、相手国研究機関への支援等も含めて採択された後に調整することになります。

1. 研究グループ全体の JST 委託研究費計画

	暫定期間 ※1	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	合計 (千円)
設備費							
材料・ 消耗品費							
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費小計 (千円)							
間接経費※2 (千円)							
合計 (千円)							

※1 暫定期間は R/D 及び CRA 署名までの経費で、650 万円（間接経費含む）を上限とします。1～5 年目の経費は年間 3,600 万円程度（間接経費含む）ですが、研究計画に応じて各年度の経費を多少調整しても構いません。ただし総額は、暫定期間の経費を含め、5 年の計画の場合は 1.8 億円以内、4 年の計画の場合は 1.44 億円以内、3 年の計画の場合は 1.08 億円以内としてください（間接経費含む）。

※2 間接経費は、直接経費の 30% を上限として、委託研究費に含めることが可能です。

その場合、（間接経費）＝（直接経費）×0.3 で算出ください。

* 暫定期間における雇用に際しては、R/D 署名が不成立と判断され、研究が中止になる可能性があることをあらかじめご了承ください。雇用者本人にも必ずご了承ください。

* 消費税込みで積算してください（平成 31 年 10 月から 10%）。

2. 研究グループ別の JST 委託研究費計画

●研究代表者グループ

研究代表者氏名（所属・役職）： ○○ ○○（○○大学○○研究科）

	暫定期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計 (千円)
設備費							
材料・ 消耗品費							
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費小計 (千円)							
間接経費 (千円)							
合計 (千円)							

●共同研究グループ

主たる共同研究者氏名（所属・役職）： ○○ ○○（○○大学○○研究科）

	暫定期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計 (千円)
設備費							
材料・ 消耗品費							
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費小計 (千円)							
間接経費 (千円)							
合計 (千円)							

※ 暫定期間は研究代表者グループのみに積算します。

3. 【参考】相手国研究機関の研究費計画（申請予定を含む。相手国の数に応じて記載）

(1) 相手国研究機関が支出する経費

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計（現地通貨および日本円換算額）
相手国側投入経費（予定） （相手国研究機関全体予算と当該研究にかかる予算を可能な範囲で記載下さい。）	設備費						
	材料・消耗品費						
	旅費						
	人件費・謝金						
	その他						
	小計						
	研究機関全体予算						

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
技術協力要請の研究費（参考） （=ODA 事業経費予算）							現地通貨
							日本円換算額 千円 (5年間で上限3億円)

- ・複数の国との共同研究を実施する場合は、上記に行を追加して記載ください。
- ・ODA 事業経費は、採択後 JICA による詳細計画策定調査を経て決定されるため、ここでは【参考】として記載してください。
- ・ODA 事業では、開発途上国側に必要な経費すべてを ODA で負担するわけではありません。自立的持続的発展を促すためにも、開発途上国側に対して、応分の負担を求めます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費等は、原則として相手国側負担となります。その点、本プログラムでも同様であるため、上記の金額が、ODA によって提供されるわけではなく、JICA による詳細計画策定調査において、相手国内における研究実施場所の確保、相手国側の研究者の人件費等、相手国側で応分の負担として負担すべき費用について協議を行います。そのため、ODA 事業経費の予算は採択後の詳細計画策定調査を経て決定されるものであるということをお知らせいたします。

(2) 上記の ODA 技術協力プロジェクト以外に相手国研究機関が獲得している（する予定の）研究費計画

相手国の 研究代表機関 又は協力機関名 (国名)	相手国において 研究費を支援してい る機関名	支援されている研究の概要	支援されている研究費 の総額
			現地通貨 日本円換算額 千円

・前述の“相手国側負担”分の原資になりうる予算を記載してください。相手国側政府自身からの補助金や、ファンディングエージェンシーなどからのファンディングを想定しています。

・研究代表者及び主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、研究費の額、役割、提案課題との相違点・関連性等を明記してください。

研究代表者（研究提案者）：氏名 ○○ ○○

制度名 ⁽¹⁾	研究課題名	①研究費 ⁽²⁾ (期間全体) ② 〃 (H30 年度) ③ 〃 (H29 年度) (千円)	研究 期間	役割 ⁽³⁾ (代表者/ 分担者)	エフォート ⁽⁴⁾ (研究充当率) %	ステータス	提案課題との相違点・関連性
科学研究費補助 金 基盤研究(S)	○○○○○	①100,000 千円 ②20,000 千円 ③20,000 千円	H28 — H33	代表	30%	実施中 *本申請の他に 実施・申請して いれば記載	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○
地球規模課題 対応国際科学技 術協力プログラ ム	○○○○○	①100,000 千円 ②25,000 千円 ③20,000 千円	H25 — H29	分担	10%	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○
社会システム改 革と研究開発の 一体的推進	○○○○○	①32,000 千円 ②8,000 千円 ③8,000 千円	H29 — H32	分担	5%	(申請中)	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費（期間全体）が多い順に記載してください。その後、申請中・申請予定の助成等を記載してください（「ステータス」の欄に「(申請中)」等と明記してください）。

(2) 「研究費」は、本人が受給している金額（直接経費）を記載してください。

(3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。

(4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率（%）を記載してください（総合科学技術会議における定義による）。本プログラムに採択されると想定した場合のものを記載してください。

※上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

主たる共同研究者：氏名 ○○ ○○

制度名 ⁽¹⁾	研究課題名	①研究費 ⁽²⁾ (期間全体) ② 〃 (H30年度) ③ 〃 (H29年度) (千円)	研究 期間	役割 ⁽³⁾ (代表者/ 分担者)	エフォート ⁽⁴⁾ (研究充当率)%	ステータス	提案課題との相違点・関連性
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム	○○○○○	①80,000千円 ②30,000千円 ③30,000千円	H28 — H33	分担者	15%	実施中 *本申請の他に 実施・申請して いれば記載	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○○○	①70,000千円 ②25,000千円 ③20,000千円	H25 — H29	代表	10%	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
社会システム改革と研究開発の一体的推進	○○○○○	①32,000千円 ②8,000千円 ③8,000千円	H27 — H30	分担	5%	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

様式7 研究代表者及び研究代表機関事務担当者連絡先

・研究代表者の連絡先は審査関係の連絡先となりますので、間違いがないように留意ください。研究代表者が不在の際は、事務担当者へ連絡いたします。

研究代表者	氏名 (フリガナ)		生年月日	西暦 19 年 月 日 (歳)	
	氏名 (漢字)			※2017年4月1日現在の年齢	
	研究者番号	e-Rad に登録している研究者番号を記載ください。		性別	
	機関・所属部署名				
	役職名				
	所属研究機関 コード	e-Rad に登録している所属機関コードを記載ください。			
	フリガナ 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
	TEL.			FAX.	
	E-mail:				
研究代表機関 事務連絡担当者	フリガナ 担当者名			役職名	
	機関・所属部署名				
	事務 連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
		TEL.			FAX.
E-mail:					

平成 年 月 日

承 諾 書

国立研究開発法人科学技術振興機構
独立行政法人国際協力機構 御中

(研究代表機関)

機関名

機関長名

公印

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムに提案しています、下記の研究提案について、採択された場合には、機関として国際共同研究の支援を行うことを確認します。具体的には、以下について機関として執行します。

記

- 研究課題名 「 」
- 研究代表者名

- ・相手国研究機関との国際共同研究の実施に関する合意文書の取り交しの支援
- ・JICA との「取極め」の締結ならびに遵守及び事業契約の履行ならびに経費の執行管理
- ・共同研究体制を構築する場合の研究代表機関としての責務の遵守
- ・若手研究者育成の一環として大学院生や学部生の海外派遣に関する安全管理及び責任体制の構築
- ・その他、国際共同研究を実施するために必要な手続き等の支援
- ・研究実施期間中の研究代表者を中心とした研究体制の確保（下記内容にも必ずお答えください。）

<p><u>研究実施期間中に研究代表者が定年等を迎える予定である。</u></p>	<p><u>(はい) とお答えになる場合、組織内で研究実施体制を確保するための方策を明記してください。</u></p>
<p>(はい / いいえ)</p>	

社会実装に関する企業の取組について

国立研究開発法人科学技術振興機構
独立行政法人国際協力機構 御中

(参画企業)

企業名

役職

氏名*

(*本様式の記載内容について責任を持つ
ことができる方を想定しています。)

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムに提案しています、下記の研究提案について、採択された場合には、以下の方針により、研究成果の社会実装を目指した取組を行う所存です。

記

- 研究課題名 「 」
○研究代表者名

(社会実装を目指した取組について、必ず下記の項目を含めて具体的に記載ください。)

- (1) 社会実装の方法：
- (2) 社会実装までの道筋・スケジュール：
- (3) 相手国、及び、日本を含めた他国へ与える影響：
- (4) 技術の想定している用途、利用分野：
- (5) 事業化・実用化に向けたリスク：

- ・以下、“はい”又は“いいえ”の当てはまる方に“○”をしてください。又は、当てはまらない方を削除する方法でも構いません。
- ・必ずしも、すべての回答が“はい”でなければ採択されないというわけではありません。提案内容と調整状況を総合的に判断して選考を行います。

<相手国との調整状況>

1	案件名称、研究計画（日本国内、相手国内いずれにおける実施も含めた全体の計画）について、本プログラムの趣旨、応募しようとする研究領域の趣旨を踏まえて相手国研究者とともに検討し、計画内容について大枠で合意をしていますか？	はい いいえ
2	相手国側から ODA 協力要請を、ODA 担当省庁を通じて日本政府に提出する必要があるが、相手国研究者が相手国内で定められた期限までにその手配を行うことを確認していますか？	はい いいえ
3	①ODA による支援は技術協力プロジェクトの枠組の中で行われること、②相手国研究機関への資金供与でないこと、③“相手国負担の原則”が適用される経費が存在することを理解した上で、研究提案・ODA 要請内容を相手国研究者と共に確認していますか？	はい いいえ
4	本プログラムが単なる技術移転を実施するプロジェクトではなく、新たな知見・技術の獲得を目的とする共同研究を実施するプロジェクトであることを相手国研究者が理解していることを確認していますか？	はい いいえ
5	将来の社会実装の道筋について、相手国側研究機関のみならず相手国行政機関や民間セクター方針や意向を踏まえて検討していますか？	はい いいえ
6	本プログラムにおいて相手国研究機関の組織的な対応が必要となることについて、相手国研究者は理解し、必要な行動を取っていることについて確認しましたか？	はい いいえ

<日本国内共同研究者との調整状況>

7	通常の競争的資金制度と異なり、ODA との連携事業であることから、共同研究を通じた相手国機関のキャパシティ・ディベロップメントが本プログラムには含まれるものである点について、共同研究者が理解していることを確認しましたか？	はい いいえ
8	研究提案書類の様式 2 は A4 用紙 12 ページを上限とし、公平性の観点から 12 ページを超えるものは要件不備として評価の対象としません。12 ページに収まっていますか？	はい いいえ

<所属機関との調整状況>

9	本プログラムでは、相手国機関との共同研究の実施に関する合意文書の締結、JICA との技術協力プロジェクトに関する取極め及び事業契約の締結、適正な ODA 経費経理事務等、通常の競争的資金制度にはない責務があります。この点を含め、提案に当たって所属機関と相談し機関長からの承諾書（様式 8）を用意しましたか？	はい いいえ
---	---	-----------

10	本プログラムは ODA と競争的資金制度を組み合わせた事業であることから、通常の競争的資金制度にはない様々な事務対応が発生します。研究者のみならず事務担当者にも相応の負担が生じることを十分理解していますか？	はい いいえ
11	研究倫理に関する教育プログラムは受講していますか？ 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを修了していない、または過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了していない場合、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講し、申請時に修了していることおよび修了書番号を申告しますか？	はい いいえ

<研究代表者本人の他業務との調整状況>

12	本プログラムでは、通常の競争的資金制度以上に研究代表者のマネジメントとそれに要するエフォートが求められます。特に R/D 署名までは、日本国内及び相手国との調整に時間を要します。採択となった場合にはその点を踏まえて対応すべくエフォートを検討しましたか？	はい いいえ
----	--	-----------

<在外公館等との情報交換>

13	本プログラム応募に当たって、在外公館や JICA 現地事務所との十分な情報交換を行い、提案内容の検討を行いましたか？	はい いいえ
----	--	-----------

<安全対策>

14	相手国及び国内の活動地域について、治安状況や渡航情報を確認していますか？ 【説明】プロジェクト関係者の安全確保が困難と判断される地域を対象としたプロジェクトの実施はできません。予め外務省ウェブサイト (http://www.anzen.mofa.go.jp/) 等で、海外の渡航・安全情報等をご確認ください。	はい いいえ
----	--	-----------

<相手国研究機関実施体制等>

15	研究内容や具体的な進め方について相手国研究代表機関と合意できていますか？ また、SATREPS の制度について、相手側は十分理解していますか？ 【説明】 予め十分な合意形成ができていないとその後の進捗に大きな影響を及ぼし、場合によっては双方の思惑が異なり研究の実施そのものが困難になるケースがあります。	はい いいえ
16	相手側の研究代表者は、関係機関も含めた相手国実施体制を統括できる能力を備えた代表者であるとともに、研究機関の支援体制も十分整っていますか？ 【説明】 日本と開発途上国の研究機関による共同研究である SATREPS において、相手国の研究代表者が個人の研究能力のみならず相手側実施体制全体の統括力を備えた人物であり、所属機関からも十分な支援が得られることが、プロジェクトを円滑に実施していくうえで重要です。	はい いいえ

17	<p>共同研究を行うために（能力面及び人数面で）十分な研究スタッフが確保されていますか？</p> <p>【説明】 効果的な共同研究を行うためには、相手国研究機関において十分な人数の有能な研究スタッフが配置されていることが重要です。不十分な場合、プロジェクトの進捗に影響するばかりか、日本側に偏った研究となってしまうことが懸念され、相手国研究機関の人材育成も促進されません。</p>	はい いいえ
18	<p>共同研究を行うため十分な予算措置が確保されていますか？（相手国研究代表機関や関係機関は、SATREPS が日本からの資金供与ではないことを理解していますか？）</p> <p>【説明】 SATREPS は、ODA 事業として相手国の自立発展性の観点から応分の経費負担を求める制度となっているため、相手側必要経費に係る予算措置が必要です。このため、予算確保に関係する上位官庁の理解が得られているかが重要となります。特に、これまでに相手国との共同研究経験がない場合は、実際の予算が確保されるのかどうか注意が必要です。</p>	はい いいえ
19	<p>共同研究を実施するために必要なインフラ（施設・機材）が相手国研究代表機関において整備されていますか？</p> <p>【説明】 共同研究に必要な施設・スペースは、相手国負担を原則としています。SATREPS は相手国研究機関の施設や機材の整備を目的とした事業ではありません。現状のインフラ整備状況に問題がある場合、プロジェクト終了後の維持管理体制が整備可能かどうか、十分な確認が必要です。</p>	はい いいえ
20	<p>相手国研究機関の上位官庁や関係省庁との調整・役割分担の確認はできていますか？</p> <p>【説明】 SATREPS を円滑に実施するための予算確保や成果の社会実装において上位官庁や関係省庁等関係機関の関与は極めて重要であり、さらにそれぞれの役割を予め明確にしておく必要があります。また、上位官庁等は相手国政府からの SATREPS 要請手続きにも関係するため、共同研究の提案内容とともに相手国負担経費について十分に説明し理解を得ておくことが重要です。</p>	はい いいえ

<機材供与>

21	<p>供与予定の機材に特殊機材や特注のプラント等が含まれている場合の対応について検討していますか？</p> <p>【説明】 特殊機材や特注のプラント等については、JICA による一般的な機材調達では対応できないことが予想されるため、日本側研究代表機関にて調達手続き、施工管理等が実施可能であることを予め確認願います。</p>	はい いいえ 該当なし
22	<p>プロジェクト終了後の取扱い・維持管理体制を考慮した機材供与計画となっていますか？</p> <p>【説明】 SATREPS プロジェクト終了後は、相手国の経費負担により日本より供与された機材を維持管理し、その後の研究活動等に活用していただくことになります。したがって、研究上必要な機材であっても、相手国の維持管理能力を超える機材の導入は適切なものとはみなされません。また、ODA によって供与される機材は、プロジェクト終了後も耐用年数に応じて継続使用されることを想定して供与されるものであるため、研究用データ収集のみを目的とするなど相手国での継続使用を想定していない機材は対象となりません。</p>	はい いいえ

<施設整備>

23	<p>施設整備が含まれている場合の対応について検討していますか？ 【説明】施設整備に当たっては建設用地の確保、設計や建設にかかる法令や契約上の手続き、危険物を取扱う際の安全管理、維持管理体制や予算の確保が必要になってきます。これらについて相手側実施機関とも十分検討のうえ、プロジェクトの実施に不可欠であり、かつ期間内に完了可能で、案件終了後も維持管理に問題がないもののみを計画に入れるようにしてください。これらの条件が満たされない施設の整備は認められません。また、プロジェクト実施中に、施設整備が期間内に完了する見込みがないことが判明した場合は、施設整備の計画を見直していただく必要があります。</p>	<p>はい いいえ 該当なし</p>
----	---	----------------------------

<社会実装>

24	<p>現実的な計画として社会実装の道筋が明確に立てられていますか？ 【説明】共同研究の成果を研究だけに留めず社会実装として還元していくことは SATREPS の最大の特徴であり、ODA の観点からも、社会実装が単なる構想ではなく具体性・実現性のある内容であることが重要です。</p>	<p>はい いいえ</p>
25	<p>社会実装に向けた取組みを行うため、民間企業など関係機関の参画を含めた実施体制が整備されていますか？ 【説明】最長5年間の SATREPS 共同研究期間において、一定程度の社会実装を行うためには、民間企業など社会実装部分を担う機関がアイデア段階から参画し、計画的に実施に向けた準備を進めていくことが重要です。</p>	<p>はい いいえ</p>

<同分野における日本の協力>

26	<p>同分野において実施済あるいは実施中の日本の協力（JICA プロジェクトなど）について確認していますか？ 【説明】過去において、今回の相手国研究代表機関をカウンターパートとした関連分野の協力実績がある場合は、ODA の有効活用の観点からも、可能な範囲において同実績を活用した研究計画をご検討ください。現在、関連分野において JICA プロジェクト等 ODA による協力を実施している（あるいは近く実施予定である）場合は、同協力と SATREPS の提案内容に重複等がないかご確認ください。特に、相手国研究機関が同一機関となる場合は、先行するプロジェクトの実施体制や進捗に影響を及ぼす可能性がありますので留意いただき、状況に応じ提案時期や内容の変更をご検討ください。</p>	<p>はい いいえ</p>
----	--	-------------------

<同分野における他ドナーの協力>

27	<p>同分野において実施済あるいは実施中の他ドナーの協力について確認していますか？ 【説明】重複の有無や今後の予定等を確認願います。特に相手国研究機関が同一の場合は、当該ドナー関係者や相手国研究機関より十分なヒアリングを行ったうえで、提案予定の共同研究を行う上でどの程度の影響があるか確認願います。</p>	<p>はい いいえ</p>
----	---	-------------------

<SDGs への貢献について>

28	提案内容は、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標のうち、どの目標に最も貢献する取組だと考えますか？右の欄に目標番号を一つ記入ください。 (参考： http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf)	
----	---	--

別添3 e-Radによる応募方法

○府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

応募は e-Rad を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究機関研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募に当たっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) より研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(2) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

①電子媒体 (アップロードする申請書) に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。

②アップロードできる電子媒体は 1 ファイルで最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルは JST 国際科学技術部 SATREPS グループ公募選考担当 (連絡先は巻末) へ問い合わせてください。

③電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。

④提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、JST 国際科学技術部 SATREPS グループ公募選考担当（連絡先は巻末）まで連絡してください。

⑤応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(3) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(4) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは JST 国際科学技術部 SATREPS グループ公募選考担当（連絡先は巻末）にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。SATREPS プログラム及び e-Rad のポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	科学技術振興機構 国際科学技術部 SATREPS グループ	03-5214-8085 午前 10:00～12:00／午後 1:00～5:00※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	0570-066-877 (ナビダイヤル) 午前 9:00～午後 6:00※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(5) e-Rad の利用可能時間帯

e-Rad の利用可能時間帯：(月～日) 0:00～24:00 (24 時間 365 日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(6) e-Rad を利用した応募の流れ

研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 URL : <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>



研究機関が行います

事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル



研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。



研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、SATREPS プログラムのウェブサイトから当該ファイルをダウンロードします。

参照マニュアル：研究者用マニュアル



研究者が行います

応募情報の入力と提出

システムに必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

システムには、それぞれ、①Web上で直接入力が必要な内容、②電子媒体（PDF、Word、一太郎）で添付する内容があります。

参照マニュアル：研究者用マニュアル

なお、提案書類のアップロード後は、システムにて提案書類受理状況が確認できます。

- ※ 応募締切日までに応募状況が「配分機関受付中」とならない研究提案書類は無効となります。
- ※ JSTにて応募情報が受理されると、e-Radシステムの「受付状況一覧画面」の応募情報の状態が「配分機関受付中」から「処理中」に変更されます。（受理作業は応募締切日の14日後までに行います）

JST から文書又はメールでの受理通知は行いませんので、応募締切日の14日後以降、e-Radの応募情報の状態が「処理中」になっていることを必ず確認してください。

(9) e-Rad への入力項目について

e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。入力する際、提案書類と差異がないように下記の対比表を参照ください。

	e-Rad 入力項目	提案書類の項目	備考
研究共通情報	新規継続区分	—	新規を選択してください。
	課題 ID	—	記入不要
	研究開発課題名	様式 1 (a) 研究課題名	
	研究期間	様式 1 (b) 研究期間	
	研究目的	様式 1 (i) 研究課題の目的	
	研究概要	様式 1 (j) 研究課題の概要	
研究個別情報	研究課題名【英語】	様式 1 (a) 研究課題名 (英語)	ODA 事業名と同じ課題名
	研究期間 (暫定期間除く)	様式 1 (b) 研究期間	3~5 年間より選択してください。
	国内参画機関名	様式 1 (f) 国内参画機関名	複数機関可。
	JST 委託費総額	様式 1 (c) 研究費総額 (JST)	間接経費 30%を含む。 単位：千円
	ODA 事業経費総額	様式 1 (c) ODA 事業経費総額 (相手国側)	間接経費なし。 単位：千円
	相手国の地域	—	別添 1 の 6 つの地域より選択してください。
	相手国名	様式 1 (g) 相手国	複数国可*
	相手国研究機関名	様式 1 (h) 相手国研究機関名	複数機関可
	研究代表者の連絡先 (郵便番号)	様式 7 研究代表者の連絡先郵便 番号	選考に関する全ての情報は、入力 いただきました連絡先へ通知いた しますので入力ミス等がないよう お願いいたします。
	研究代表者の連絡先 (所在地)	様式 7 研究代表者の連絡先住所	
	研究代表者の連絡先 (電話番号)	様式 7 研究代表者の連絡先の 電話番号	
	研究代表者のメールアドレス	様式 7 研究代表者のメールアド レス	
	研究代表機関の事務連 絡先のメールアドレス	様式 7 研究代表機関の事務連絡 担当のメールアドレス	

e-Rad 入力項目	提案書類の項目	備考
応募時予算額	直接経費総額	様式 5 の 1. 研究グループ全体の JST 委託研究費計画『直接経費合計』
		年度ごと。単位：千円 次のごようにご対応ください。 (様式 5) (e-Rad) 暫定期間 2017 年度 1 年目 2018 年度 2 年目 2019 年度 3 年目 2020 年度 4 年目 2021 年度 5 年目 2022 年度
研究組織情報	研究者情報、直接経費、エフォート	様式 3 日本側研究体制『氏名』他
		研究代表者の情報のみを入力ください。

*複数国間での共同研究として応募される場合にのみ、R/D 署名をした上で参画される予定の国すべてを記載してください。なお、その場合は、20 ページ等の記述をよくご確認ください。

【お問い合わせ先】

お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）。

また、研究提案募集ウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

に最新の情報を掲載しますので、あわせて参照ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構

国際科学技術部 SATREPS グループ

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

E-mail : global@jst.go.jp [募集専用]

電話 : 03-5214-8085 (月曜～金曜 10:00～12:00/13:00～17:00※)

※祝祭日を除く